

平成18年12月6日

1. 出席議員

1 番	徳村博紀	13 番	井手常道
2 番	伊東茂	14 番	青木幸平
3 番	福井正	15 番	中村清
4 番	水頭喜弘	16 番	谷口良隆
5 番	橋爪敏	17 番	中島邦保
6 番	山口瑞枝	18 番	欠番
7 番	中村雄一郎	19 番	谷川清太
8 番	橋川宏彰	20 番	松尾征子
9 番	森田峰敏	21 番	吉田正明
11 番	寺山富子	22 番	小池幸照
12 番	岩吉泰彦		

2. 欠席議員

10 番 北原慎也

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	田中義明
局長補佐	森田利明
管理係長	江口隆史

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総	務	唐	島		稔
市	民	坂	本	博	昭
産	業	山	本	克	樹
建	設	江	頭	毅	一郎
企	画	北	村	建	治
総	務	北	村	和	博
財	政	打	上	俊	雄
市民課長兼選挙管理委員会事務局長		中	村	和	典
税	務	北	御	門	敏
福	祉	迎			和
保	険	岩	田	輝	寛
農	林	平	石	和	弘
商	工	福	岡	俊	剛
都	市	田	中	敏	男
環	境	亀	井	初	男
ま	ち	松	浦		勉
水	道	藤	家	敏	昭
会	計	山	田	次	郎
教	育	小	野	原	利
教	育	藤	田	洋	一郎
生	涯	中	川		宏
同	和	関		正	和
農	業	一	ノ	瀬	健
監	査	植	松	治	彦

平成18年12月6日（水）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成18年鹿島市議会12月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
5	6 山 口 瑞 枝	1. 農業政策について (1) 経営安定対策 (2) 小規模農家（小さな農）対策 (3) 団塊世代の活用による就農 (4) 農業と商業が融合する未来型農業  2. 高齢者福祉について (1) 介護保険制度の改正による問題点と対策  3. 公共施設の有効活用について (1) 鹿島民俗資料館
6	2 伊 東 茂	1. 学校教育の今後のあり方について (1) 市内小中学校が目指す学校教育 (2) 教育基本法改正案がもたらす学校現場・保護者・子供への影響について (3) 県教委が導入を目指す「スーパーティーチャー制度」  2. 鹿島市中心市街地活性化について (1) 中心市街地活性化協議会からの提言書を受けて (2) 国への認定基本計画案策定の進捗状況  3. 激甚災害の指定（台風13号）を受けての支援策について (1) 農作物被害の拡大状況 (2) 鹿島市に於ける支援策の内容
7	16 谷 口 良 隆	1. J R 存続運動のすすめ方について 2. 補助団体の指導・監督・監査について 3. 指定管理者制度移行後の検証について
8	17 中 島 邦 保	1. 地域農業における担い手の確保と支援の取組みについて 2. 農地・水・環境保全向上対策について 3. 農村婦人の家の活用について 4. 遊休農地に茶園の造成を

---

午前10時 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（小池幸照君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

順次質問を許します。まず、6番議員山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

おはようございます。6番山口瑞枝でございます。通告に基づきまして一般質問をいたします。今回の質問は、大きく3点ほど質問させていただきます。一つは農業政策について、二つは高齢者福祉について、三つ目は公共施設の有効利用についてでございます。

本年9月中旬の集中豪雨や台風13号は、県内各地はもちろん、本市におきましても農業や漁業へ甚大な被害をもたらしました。きょうの佐賀新聞に出ておりましたけれども、九州は歴史的な凶作ということでございます。作況指数は、佐賀県では49ということでございますけれども、本市におきましては、収穫量を見ておりますと平年の2割から4割というような声も聞いております。過去最悪の状態であるようでございます。また、果実については平年の検見量の――大体1年間の検見というのをするわけですけれども、ことしは20%から30%ぐらいの収穫であったということが言われております。大豆の方も粒が小さくて、例年の3分の1の収量であったということでございます。

こうした中、市長は10月12日の長崎で開催されました九州市長会総会において、いち早く今回の災害を局地激甚災害へ指定し、早期災害復旧支援措置を講ずるように国に求める緊急決議案を読み上げられ、全会一致で採択され、その結果、11月15日だったと思います、私はこの指定された旨を報告を受けたところであります。自然災害による農業被害は、厳しい本市農業にとりましても農家の生産意欲を減退させかねない状況であります。的確な支援策を望むものであります。

質問に入っております。本市の農業政策についてお伺いをいたします。

平成19年度の農政改革に伴う集落営農への取り組みが本格化しています。本年7月21日、戦後農政の大転換と言われる経営所得安定対策等実施要綱が決まり、9月1日、2007年度からスタートする品目横断的な経営安定対策の加入受け付けが全国170カ所の地方農政局農政事務所窓口で始まっております。

この品目横断的な経営安定対策は、麦なら麦、大豆なら大豆という品目ごとに行われていたこれまでの経営安定対策とは異なり、一つの経営全体の所得に着目して対策が行われ、さらに、補てんの対策は担い手に限定されております。担い手の規模は、個人農家の場合は都道

府県で4ヘクタール、北海道で10ヘクタール以上を経営し、集落営農組織は20ヘクタール以上を経営しなくてはなりません。ただ、農地が少ない、米の生産調整率が高いといった不利な地域に限っては、2.6ヘクタール以上で担い手になることも可能としています。

この対策は2007年度から実施されますが、秋まき麦を作付する担い手は、9月1日から11月30日の間に加入申請をしなければなりません。秋まき麦を作付しない担い手や生産条件の格差から生ずる不利を補正するための対策だけに加入する場合は、来年の4月1日から6月30日までの加入期間となります。

農林水産省は、8月30日、全国営農実態調査を公表いたしました。それによりますと、5月1日現在、稲作などの作業を共同で行う集落営農組織が全国1万481、そのうち、品目横断的な経営安定対策に加入するか未定とした組織が56%、加入予定があるとした組織は28%、あとの16%は加入予定はないとしています。

この集落営農組織が対策に加入するには、組織名義で農産物を出荷する法人か、法人化計画がある主たる従業者の所得目標に要件を満たさなければなりません。営農組織で農産物を出荷している組織は全体の6割ほどで、加入する意向が固まらず、準備ができていないという実態調査の結果が出ております。

そこで質問ですが、現在、本市における集落営農組織の状況、その中で品目横断的な経営安定対策の加入状況をお知らせください。また、担い手対策の要件を満たす集落営農組織の問題点についてもお尋ねをいたします。また、加入申請の手続から完了までが大変煩雑であると伺っておりますが、指導や対応についてお尋ねをいたします。どのような指導や対応がなされているのか。

小さな2点目、小規模農家、小さな農業対策についてでございます。先ほどの経営安定対策に加入予定がないという16%の実態調査の結果でもわかりますように、制度に加入しない小規模農家や、集約化で基準に満たず政策から外れる農家、つまり小さな農についての対策をどのように考えられているのか。

小さな3点目。2007年から、800万人と言われる団塊の世代の退職が始まります。これらの人材を小さな農への呼び込み、また活用で、健康で環境に優しい農で地域再生を図る政策も必要と考えますが、御見解をお伺いいたします。

小さな4点目。これからの未来型農業のあり方として、農と商との融合を図れる新しい農業の模索ということで研究会等の発足が行われているということでございますので、この件についても少々触れていただきたいと思います。

次に、大きな2点目の高齢者福祉についてでございます。その中で、介護保険制度の改正による問題点と対策についてお伺いをいたします。

2004年、高齢化社会に向けて、介護は社会を担うことを目的に介護保険制度が導入され、介護保険は広く社会に浸透し、家族の負担は軽減をいたしました。しかし、利用者の増加に

に伴い、介護保険の財源が厳しく、4月に大きな改正がなされましたが、問題点も多いと指摘されております。今回の改正で要介護の軽度の方は自立に導き、中・重度の介護を手厚くするという方向で、軽度の方の4割が新たに設けられた介護予防サービスに割り振られております。その結果、介護保険を利用した介護ベッドや車いすのレンタルができない要支援1、2の方が出てきております。また、ヘルパーの利用時間も大幅に削減されて、一言で言えば、軽度の方は通所サービスを利用し、運動指導や栄養指導を受けて健康維持を図り、自立を目指せということです。しかし、介護用品のレンタルやヘルパー支援を受けることで在宅で生活のできる軽度の要介護者は多いと思われまます。自立した生活を目指す高齢者が必要なサービスまで抑制されてしまう法の改正は、利用者に大きな不安を与え、問題視されております。

そこで質問です。本市における介護用品のレンタル状況、またヘルパーの利用状況は、どのようにこの法の改正によって変わっているとお考えなのか。また、今回の改正について、利用者への説明は徹底できているのか。利用者のみならず、介護の担い手にも非常にわかりにくくなった介護保険という声が聞かれますが、どのようにお考えなのか。また、以前と違いケアマネジャーは、軽度のプラン作成を気軽に引き受けられなくなったと言われております。新しく設置された地域包括支援センターも、市民の相談窓口として大きな役割を果たしていますが、現在の利用状況はどうでしょうか。また、平成17年度の国民健康保険は、保険税や国庫支出金等の歳入不足により、本市でも3年連続して赤字決算となっております。これは、高齢化の進展、医療の高度化による医療費の増加と、その財源である国保税の減少や介護保険の普及とともに介護保険給付費が増加し、医療保険から支出する介護納付金、つまり介護保険2号保険者、これは40歳以上65歳未満の者とされておりますが、この介護保険の増加によるものとしておりますが、今後も改正等の影響で赤字決算が続くと考えられますが、対策はあるのでしょうか。お尋ねをいたします。

それから、大きな3点目でございます。

公共施設の有効利活用についてお尋ねをいたします。これは、鹿島市古枝林業センターと呼ばれておりますか、古枝公民館の横にあります鹿島民俗資料館についてのお尋ねでございます。端的に、この資料館建設の目的と経緯について、年間の利用度、それから維持管理費についてお伺いをいたします。

この公共施設の有効利用について質問を今回考えておりましたのは、このあたりに来年の4月から放課後児童クラブというのが始まるということでございますので、このあたりの有効利用ができないかというようなことを提案したいと思っておりましたので、質問をさせていただいております。昨日の答弁によりますと、ほぼ場所は確定しているというふうな状況でしたので、どうかなということも考えましたけれども、一応この件について、この民俗資料館の利活用について、放課後児童クラブへの活用ができないのかという点を質問させてい

いただきます。

以上、1回目の質問です。

**○議長（小池幸照君）**

平石農林水産課長。

**○農林水産課長（平石和弘君）**

山口議員の御質問に3点、私の方からお答えをいたします。

1点目ですけれども、集落営農組織の設立と品目横断的経営安定対策への加入状況についてであります。

11月末現在、20の営農組織の設立ができました。法人化の前段階の集落営農組織が18で、農地組合法人が2でございます。新対策の加入につきましては、20のすべての営農組織が麦の作付をいたしておりますので、11月末までが期限となっております加入受け付けで、書類の提出などかなりの事務量がありましたけれども、農協において職員の集落担当制など全面的な支援をいただきまして、加入手続をすべて完了することができております。

結果として、個人の認定農業者4人を含めて新対策の支援となる24経営体の担い手で作付できる面積カバー率は、水稻で77%、麦93%、大豆で99%になる見込みでございます。

2点目の、今後の集落営農組織の課題と法人化等の推進の対策についてでございます。

担い手対策の要件を満たす集落営農組織で問題なのが、経理の一元化でございます。農水省の説明では、簡単に言えば、組織代表者の名義をつくること。米、麦、大豆の販売名義を集落営農組織名義にして、販売代金や国からの各種交付金、共済金などをその口座に入金します。経理一元化用の口座での取引がないと、農家加入者が共同で営農を行う実態のある組織ではないと考えるということで説明がっております。

経理の一元化の取り組みにつきまして少し整理をしてみますと、あくまでも経営ということではなく、経理の一元化でございます。組織名義の口座をつくることは、加入農家個々の口座を一つにするということではございません。あくまで集落営農として生産計画に上げてある米や麦、大豆の水田営農部門についてのみの会計を一括処理するというところでございまして、複合経営をされております農家の果樹や施設園芸部門までを含めた経営全体の一元化ということではございません。構成員の加入農家には、米、麦、大豆の売り上げから経費を差し引いて残った利益が個人口座に分配される仕組みになります。

今後、集落営農に対しては、5年後に法人化に向けた育成が必要でございます。それで、機械の共同利用状況など組織で違いはございますので、支援するにしましても、まず組織で十分お話をさせていただくことが必要だと思っております。経理の一元化、法人化、機械の集約化、そうしたことについての的確なアドバイスや情報ができますよう、今後とも県と市、農協が連携をしまいたいと考えます。

3点目であります。担い手対策の中で、制度に加入しない小規模農家や中山間地の小面積

しかない集落などで、政策から外れる農家対策についての見解ということです。

まず、集落営農組織を立ち上げるに当たりましては、でき上がっております20の組織の中において、大規模農家と小規模兼業農家や土地を貸してある農家が協力し合って共存できる組織をつくること。ですから、当然、小規模農家もその中の一員として活躍していただける組織、運営形態であることを目指して推進を行ってまいりました。

また、中山間地の農業をどうするかということになりますが、集落全体の水田面積が少なく、国の政策支援の対象にならないから集落営農はできないということで済まされるのかどうか。集落営農を一番必要としているのが中山間地域ではないかというふうに考えるところでございます。一人ではできなくなる高齢者の農家がたくさん出てくる前に、行政と農協等の関係機関が危機感を共有しまして、意識を持って集落営農の取り組みを進める必要があるのではないかと考えております。

そのためには、集落営農の基本であります小さな農家が協力をし合って、集落の状況、実情に応じて機械の共同利用や作業の共同化などにより効率化する組織でございます。関係機関が連携をして、計画的に中山間地域に対しましては座談会等を開催しまして、中山間地域等直接支払制度の活用をした集落営農の可能性がないか、そういったことについて集落で主体的に話し合いができるような環境づくりを行うことが必要ではないかというふうに考えております。

以上です。

**○議長（小池幸照君）**

山本産業部長。

**○産業部長（山本克樹君）**

山口議員の、団塊世代の活用による就農ということと、農業と商業が融合する未来型農業と、この2点のお尋ねだと思います。お答えをいたします。

まず、団塊世代の活用による就農ということですが、団塊の世代対策につきましては、当市も来年度からの取り組みに向けて検討を重ねてきているという状況です。このことは、今、全国どこの自治体でもいろんな優遇措置を検討して準備をされていると、そういった状況のようでございます。

御質問の、退職後の人材を農業に呼び込むと、このことでは定年帰農という言葉がございます。農に帰る、帰ってくる農、定年帰農ということがよく言われておりますけれども、佐大の教授が経済学の立場で言われているのは、この定年帰農という言葉は、利潤を求める農業ではなく、あくまでも自給的な暮らしを目指すものであると。地域の中で物と物とを融通し合う経済の原点に戻るという意味で画期的なことであると、いわゆる経済学の立場でこういう言い方をされています。この教授は、農業経済学の立場から農村の研究をされてこられた先生でして、この定年帰農を第二の人生の舞台として生かして、このことが地域のコミュ

ニティー再生のきっかけになるのではと、そういうことを言われております。

私どもは現在、この提案をされた教授と一緒にになりまして、先日から取り組んでおりますけれども、コミュニティービジネスの研究に入っております。今後、10回程度の研究を経てまとめていきたいというふうな予定でございます。

いずれにしましても、農業分野についてはいろんなアイデアも考えられると思いますので、御質問の農業への呼び込み策ということでは研究をしていきたいというふうに考えております。

それから、未来型農業の件でございますけれども、御質問では研究会ができていうふうな御質問でしたけれども、行政レベルでは研究会はつくっておりません。恐らく民間での研究会ではないかというふうに思います。未来型農業ということでは具体的に御質問がありませんでしたので、恐らくは昨日の福井議員の御質問のようなことかなというふうなことを推測いたします。

今後の農業振興を考える場合、いろんな選択肢はあっていいと思いますので、農業の活性化に展開できるということならば考えてもいいんじゃないかというふうに思っておりますので、具体的に未来型農業がどういうものであるというふうなことが出てきましたら、勉強しながらその可能性を探っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（小池幸照君）**

岩田保険健康課長。

**○保険健康課長（岩田輝寛君）**

私の方からは、6番議員の大きな2番目、高齢者福祉についての介護保険制度の改正による問題点と対策ということの御質問にお答えをしたいと思います。御質問の内容は5点ほどあったと思いますけれども、それに従って御説明を申し上げたいと思います。

まず、1点目の福祉用具のレンタルの状況でございますけれども、この福祉用具の貸与につきましては、今回の改正により要介護1及び要支援者について、一定条件に該当する者を除き特定の種目について保険給付の対象としないということに改正をされております。

この改正につきましては、これまでの状態像からは利用が想定しにくい福祉用具貸与が給付されるというような不適切な事例が見受けられたというようなことから、今後、適切な利用を行うために改正をされたということです。この福祉用具を不適切に利用するということになりますと、結局、身体機能を使わないことによって、廃用症候群と言うそうですがけれども、そういう症状があらわれるというようなことで、そういうふうに国の方では改正をしておるようでございます。

ただ、これの適用に当たっては、機械的に軽度であることのみをもって保険給付の対象としないということではございませんで、一定の条件が国より示されておりますので、この基

準に従って杵藤管内については運用をしているという状況でございます。

それから、2点目のヘルパーの利用状況でございますけれども、今回の改正によって新たな介護予防サービスが導入をされました。介護予防サービスの提供では、利用者個々人の目標を設定して、それから、利用者ができる行為は可能な限り本人が行うということになっております。月単位の定額制のサービスが導入され、介護予防訪問介護は、従前の訪問介護サービスとは取り扱いが異なってきております。

介護予防サービス計画については、目標や方針、サービスの種類の区分のみを定めることとして、今回の改正では従前のように提供回数や時間、サービス提供スケジュールなど詳細に定めるということは求めていないと、そういうふうになってきております。具体的に申し上げますと、サービス提供の方法や回数は、サービス業者と利用者の状況や目標達成度を踏まえて柔軟に決定をするということになってきております。

そういうことで、利用者の状況や目標の達成度を踏まえない一律のサービスカットや、一方的にサービス提供の回数や時間を減らすというような過少サービスや、利用者の状況を踏まえない画一的なサービスを提供することは、不適切なサービス提供であるというふうに指導があっておるところでございます。

介護予防サービスの提供の状況につきましては、地域包括支援センターが確認をし、不適切なサービスが行われている場合には調整を行うと。そういう場合でサービス事業者側の改善が見られないというようなことがありましたら、保険者と県と連携をして改善の措置をとるようになっておるようでございます。

それで、利用状況ですけれども、改正前の利用状況をちょっと申し上げたいと思います。まず、旧要支援ですね、それから要介護1のサービス状況ですけれども、まず、福祉用具の貸与、ベッド数が59、車いすの提供が20、それから、ヘルパーさんが262件の取り扱いになっております。これが4月になりますと、ベッドの貸与が51、車いすが20、それから、訪問介護の件数が226というふうになっております。6月まで数値を把握いたしておりますけれども、6月には、これが当初、福祉用具の貸与はベッドの貸し出しが59だったのが45、車いすが20だったのが17、それからヘルパー、訪問介護が262が221というふうになってきております。3月と6月を比較しますと、用具がマイナスの17、ヘルパーの件数がマイナス41というような状況になってきております。

それから、3点目の利用者への説明でございますけれども、広報については、まず市報による広報、これが17年4月からですけれども、これは改正前まで含めてですけど、12月までに22回、市報で掲載をいたしております。それから、チラシの広報、18年4月に3種類を各戸に配布いたしております。それから、10月以降、国保と介護のチラシを各戸に3回、1号から3号分を配布いたしております。それから、制度説明会ですけれども、65歳に到達された方については、個人通知をしながら2カ月に1回、介護事業所の方で説明を行ってござい

す。それから、高齢者教室が市内で要請があるわけですが、それにことしの4月以降16回、その高齢者教室の中で説明を行っております。参加人員が550名というふうになっております。（「簡潔でよろしいですので」と呼ぶ者あり）そうですか。

それから、地域包括支援センターの利用状況ですが、10月末で利用の契約締結が189名、それから、相談件数が461件というふうになってきております。

それから、5点目の赤字に対する今後の対策ですが、まず先ほど言われたように、15年から17年、赤字になっております。特に17年は189,000千円というような大きな赤字になっておりますけれども、この要因としましては、先ほど言われたように医療費が増加をしているということもございますけれども、私たちの今の分析の中で出てきているのは、平成15年から事業専従者の給与、この課税の方法が大きく変わってきております。従来は、専従者給与を事業主の所得という形で保険税が課税されたわけですが、これが15年からそれぞれの専従者の所得という課税の方法が変わってきております。

しがいまして、その専従者給与に対する給与所得控除額、それから基礎控除額、保険税を賦課する場合の現行330千円ですけど、それが課税対象から省かれるというような形になっております。18年度の当初課税の所得状況でいいますと、これが1,251,000千円ほどになっております。ことしから所得割が1%になっておりますけれども、従来の8.5%で見ますと、この税額が1億円強減収になるという形になっております。この1億円強というのは、当然、世帯ごとに限度額があります。保険税については530千円ですね。この1億円が丸々減額になったかといえ、そうじゃないわけですが、少なくとも六、七割は減税の形になっていると。これが一番大きな要因ではなかろうかというふうに、今のところ考えております。

それから、平成12年から介護保険が導入をされまして、それに対する国保からの拠出金があります。これが当初127,000千円ほどだったわけですが、17年の決算では214,000千円、1.7倍ほどふえているわけですね。その間、国保の介護保険の給付費に当たる保険料、これは改定していないわけですね。こういうやつは赤字の一番大きな要因だろうというふうに今のところ考えておるところでございます。

そういうことも含めながら、今後、この保険税の両立については検討をしていかなければならないかなというふうに考えております。

**○議長（小池幸照君）**

中川生涯学習課長。

**○生涯学習課長（中川 宏君）**

私の方から、山口議員御質問の鹿島市民俗資料館についてお答えいたします。

まず、民俗資料館の建設の目的と経緯についてでございますが、設置条例では設置の目的を、市内における有形の民俗文化財、図書、記録、そのほか必要な資料を収集、保存して一

般市民の利用に供するため、鹿島市民俗資料館を設置すると規定いたしております。具体的に設置に至った経過といたしましては、失われていく貴重な民俗文化財等を保存していく必要があるということで、市民の方からのそういう声を受けまして建設することになったと聞いております。

次に、年間利用者数ですが、小学生が主でございます、17年度実績で269名となっております。また、年間の通常の維持経費でございますが、清掃賃金など45千円程度となっております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

私の方からは、山口議員の放課後児童クラブの御質問にお答えをしたいと思います。

実は、11月1日号の市報で来年度の放課後児童クラブの希望者の募集を行ったところでございますが、その中に古枝小学校区の開設場所を未定としていたために御心配をさせていただいての御質問だろうと思います。御心配をさせていただきまして、ありがとうございます。

古枝校区についても、ほかの校区と同様でございますが、民俗資料館ではございませんが、ほかの場所で開設場所についてはほぼ決定をいたしております。御心配はございませんので、今後4月の開設に合わせまして、現在、準備を着々と進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

それでは、これから一問一答でいきたいと思いますが、多くは質問いたしませんけれども、先ほど来、集落営農についてはそれぞれの形で加入が整ったということでございました。

J Aによる申請手続代行、あるいは地域でつくり上げた担い手を、着実に対策に加入するように集落内の合意形成対策への加入促進を図ることが急がれているわけですので、今度、第2段階の次の加入状況ですね、そういうことについても確実に対策をとられているとふうに受けとめました。

この集落営農につきましては、それぞれ手続が本当に煩雑で11月30日まで加入手続をしないというおふれが来ましたが、よく農家の皆さんもよくわからないというようなことがあっておりましたので、こちらの方も心配をしていたところであります。

それから、19年度から品目横断的経営対策の導入にあわせ、農地・水・環境保全の向上対策というのが導入されますけれども、この対策は、農地や農業用水などの資源や環境の保全とその質の向上を図る地域の共同活動の取り組みへの支援と、環境保全に向けた先進的な営

農活動を一体的に支援するというような新たな対策だということでございます。この件についても、集落営農とともに対策が必要となってくるわけですが、本市ではどのような方向に進められようとしているのか、この点についても再度お伺いをいたします。

**○議長（小池幸照君）**

平石農林水産課長。

**○農林水産課長（平石和弘君）**

農地・水・環境保全向上対策の取り組みについてということでございます。

まず、これは、先ほどありますように平成19年度からの新規の対策でございます。現段階で実施要綱、要領が示されていないために明確な判断に困っておるということを冒頭申し上げねばならないと思っております。

この対策内容は、先ほどありましたように農村資源、いわゆる農地や用排水路、農道等、その周辺についての保全活動、それから、もう一つが環境保全型農業のための営農活動に助成を行うというものであります。来年度から5カ年計画でスタートをいたします。

負担についてが、国の2分の1で、県4分の1、市4分の1となっており、活動組織に支払いをするわけですが、交付金額の単価が、国の水準では10アール当たり単価で、水田4,400円、畑2,800円となっております。しかし、実施に当たっては、現在、厳しい財政状況を踏まえまして、佐賀県の地方裁量の中で2倍の面積まで活動区域を拡大することができるという方針が示されておりますので、実質、水田2,200円の交付単価で調整中でありまして、19年度の予算編成の中で検討してまいりたいと思っております。

具体的な実施に当たっては、まず、集落や地域単位で活動組織をつくらなければなりません。その活動組織には、農家以外の地域住民や関係団体も参加することが必須の条件であります。これは、将来的には農家だけでは保全に限界があること、地域資源の恩恵は全部の住民が受けているとの考え方からでございます。

それから、営農活動への支援は、環境に優しい農業を進めるのがねらいとなっております。農薬と化学肥料を大幅に削減する地域と農家に追加助成がございます。この対策については、農水省では地域の実情に応じて溝さらえなどの現行の取り組みレベルをアップさせることが必要であり、地域振興政策ということで位置づけてあります。市といたしましては、集落が活性化をして集落環境がよくなるということは、一つの定住促進施策として積極的に活用すべきではないかと考えております。

ですから、市内すべての集落、あるいは地区全体でこの対策に参加できることが一番いいわけですが、慎重に対応せざるを得ない課題がございます。それは、まず、国の補助事業でやっております中山間地域等直接支払制度と国営多良岳パイロット地区の管理体制整備事業、これと重複をしない保全活動ということでの調整をはっきりとしないといけないということ。次に、農水省で事業要件が現段階では詳細が示されていないということがありま

すので、来年度からの本格実施に先駆けまして、今年度モデル事業実施地区の中村地区の意見等を参考にいたしまして、一つでも多くの活動組織づくりに取り組みたいというふうに考えております。

それから、先進的な営農活動につきましては、農協と連携をいたしまして順次取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（小池幸照君）**

6番山口瑞枝君。

**○6番（山口瑞枝君）**

この農業対策というのは、非常に私はわかりにくいと思っております。ただいま言われましたように、これからの水環境対策ですね。農地・水・環境保全向上対策と、それから中山間地域等直接支払制度、この調整をはっきりしないといけないというふうなことが言われておりますけれども、農家自身が、そこのあたりがはっきりと理解をし切れないというところがあります。それはどういうふうに、今、調整をしながら集落の座談会等でやっていくということでございますけれども、このあたりをはっきりとした、どこがどう違うのかということの説明しないと、やっぱり私たちさえ、私もですけど、こんがらがっています。だから、そういうのが座談会等で出てくると思うんですよね。だから、そういうところをもう一つ詳しくしていく必要があるんじゃないかと思っておりますけれども、もう一度お願いします。

**○議長（小池幸照君）**

平石農林水産課長。

**○農林水産課長（平石和弘君）**

中山間地域等直接支払制度、これと今度の新対策との重複の件なんですけれども、御存じのように直接支払制度の目的は、中山間地域における傾斜度のきつところ、これについて所得の格差を補うということでの単価設定をされ、具体的には農地を保全していくというのが大原則でございます。したがって、新対策の趣旨につきましても、第一義には保全活動ということが出てまいります。

したがって、今、直接支払制度を利用しながら各集落で溝さらえ、あるいは農道の整備、その他されておる部分、これも新対策でもできることになっております。鹿島市の場合、中山間地域等直接支払制度に積極的に取り組みまして、佐賀県内の旧49市町の中では伊万里市に次いで交付金額で大きな事業となっております。

このように、そこの保全活動をする作業、これがダブる部分が出てくるということについてははっきりいたしております。しかし、この制度に取り組むことができる条件といたしましては、そのかわりにほかの活動を加えてやるということになっておりますので、そこらあたりを、今後、説明会、あるいは集落というところで深めて御説明をいたしたいということ

で考えております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

ちょっと補完的な説明をいたしますと、まず、台風13号の後、市長会、町村会から知事に激甚指定の要望に行きましたね。そのとき、桑原市長は行っとらんという批判をかなり鹿島市内で流布されていたようですが、これについては、まず市長会では会長がこれに当たるというふうに決めておりましたし、2番目に、ちょうどその時刻に九州農政局の課長と鹿島市の農業の将来についてというテーマでいろいろ打ち合わせをしておりました。この九州農政局の課長さんは実は鹿島市出身でありまして、非常に鹿島市の農業についても心配をいただいております。

そういう中で、大きく分けると3点、いろいろお話をさせていただきました。一つは、台風13号に対する対策の問題、二つ目が中山間地総合整備事業、これについていろんな御相談も、実はこちらからもいたしました。それから3点目が、この農地・水・環境保全向上対策事業について、九州農政局の課長さんみずからの政策についての説明を受けました。

そういう中で、先ほど課長もちょっと触れましたが、例えば、溝さらえとか水路の整備保全、あるいは農地の保全、こういうものについては全国的な視野で考えると、なるほどもう緊急を要する政策かもわかりませんが、まだ鹿島市のようなところでは、これは地域のボランティア、あるいは集落の、何と申しますかね、結いの構造の中で何とかこれは維持できているんですよ。だから、わざわざボランティアの部分をお金を払ってとかなんとかいうことに対する、我々としては若干抵抗がありますよというふうな話までしました。

やっぱりこの政策のねらいをよく聞いてみますと、今いいところでも、もう次の時代には、もうすぐ来る次の時代には農家の担い手というものが極端に減っていきますので、やはり水路整備、あるいは農地の整備、農地の担い手、こういうものについても将来をにらんだ政策を今から準備しておくべき必要があると、こういう認識で私はとらえたわけでありまして。どうか、そのあたりも御理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（小池幸照君）

6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

今、市長、答弁していただいたように、これからの農政というのを、農業に従事する人も少なくなるというようなことで、早目にそういう対策を考えなければならないというような意味のことだったと思います。

私も、今の政策というのは農業政策であり、つまりは農地で作物をつくり、生産する営農

政策だと思っております。先ほども申されたように、これからの本市における農業に対する政策というのは、農山村国土保全政策にもう切りかえるべきじゃないかと私は思っております。これから全国で362万人と言われております農業者のうち、206万人が高齢者であると言われ、その206万人はどこで暮らしているかといったら、農村で暮らしているということです。つまり、大規模農業には適応しない、環境保全をしながら暮らしているという姿が農村にはあるということです。まさに、本市の抱える小規模農家の政策、あるいは農業政策から農山村国土保全政策に変える時期が来ているんじゃないかというふうに思っております。

今回の農地・水・環境保全向上対策というのは、そういうことを含めて、これからそれを取り入れて、大いに鹿島市の方でも農業政策として取り組んでいかれると思っております。農村を守るということは、環境保全はもちろん、農耕民族としての農民文化の継承による豊かな心を育てるとということにもつながると私は考えております。大規模農家には、農業経営、営農収益による農業政策をやっていただき、高齢者や団塊の世代の退職後の人々の活用で、健康的で里山を守り、環境保全をしながら生活を維持し、かつ楽しく農ができる農村政策へと政策の転換をされるのもいいかと思っております。本市の独自性のある農業政策を望むものであります。医療費の削減や介護保険のお世話にならない農の政策というのも、今後、重要な課題となってくると思っております。

ここで、市長の答弁を求めようと思っておりましたけれども、先ほど先におっしゃいましたので、答弁は要りません。

次に、高齢者福祉についての質問でございますけれども、先ほど御丁寧にいろいろと答弁をしていただきました。利用者の状況というのが4月の改正以降、やはり少しずつは減ってきているんじゃないかというふうに思っております。この法の改正が全体的にサービスの低下につながり、また、医療費の増加等で国民健康保険自体も赤字決算が続くというようなことの対策もいろいろと考えていらっしゃると思っております。

今回の改正というのは、重度者の介護を手厚くするという方向に向かっているということでございますけれども、それもまだまだ、この改正というのは楽観できないという状況にあるということがわかりました。介護保険で重度者が利用できる施設として特別養護老人ホーム、あるいは老人保健施設、療養病床があります。中でも一番症状の重い人を受け入れていた介護保険適用の療養病床が、2011年度末には廃止されるということにもなっております。現在、全国で13万人の人がこの施設に入所をしているということですが、老人保健施設や特別養護老人ホーム、医療病床にこれらの人たちも振り分けられるということになってきます。このために自宅へ戻ってくる重度者もふえるというような状況が考えられますが、現在、介護保険で利用できる高齢者施設の居住光熱費が徴収されるようになりまして、蓄えがなく、わずかな国民年金しか収入のない高齢者は、今後どうするかを大きな不安として抱えている状況であります。本当に居住費と食費というのが負担になりましたので、施設

入所者の方もかなりの負担があっているというふうに思っております。これについては、先ほど触れられたように軽減措置等もあっておりますので、その点についてはもう結構でございます。

社会保障の点から見ると、将来的にも高齢者介護の問題は、老老介護の問題を含め厳しい状況が続くということは明らかであります。ここで、最後にお尋ねなんですけれども、市長は急速な高齢化が進む中、高齢者福祉については地域社会に根差した福祉、みんなで支える高齢社会の構築を提唱されております。高齢者世帯への訪問、振り込め詐欺や悪質な訪問リフォームといった高齢者をねらった犯罪、また、高齢者を守る介護を担う家族へのケア等さまざまな課題があると思っております。高齢者福祉に対するお考えを聞いて、2点目は終わりたいと思います。

**○議長（小池幸照君）**

坂本市民部長。

**○市民部長（坂本博昭君）**

山口議員の質問にお答えいたします。

当市における高齢者福祉施策につきましては、このたび改定をいたしました第4次総合計画基本計画の中でも、この五つの柱の中に福祉の整備としてとらえております。また、平成18年度から3カ年の計画を鹿島市高齢者保健福祉計画により策定をいたしまして、杵藤広域圏で策定された第3期介護保険事業計画に基づき事業を推進していくこととしているところでございます。

しかしながら、高齢者の介護をめぐる状況は、今日の少子化、高齢化の進展に伴いますます深刻化しております。我が国の高齢化率は、平成17年度で20%に達しまして、5人に1人が高齢者となりました。本市におきましては、国よりさらに高齢化が進行しております。平成18年度10月の末では24.4%となり、約4人に1人が65歳以上の高齢者という高齢社会に入っております。年をとるにつれまして、介護を必要とする確率は必然的に高くなってまいります。この高齢者介護の問題は行政だけでなく、我々市民一人一人の問題としてとらえていく必要もあろうかと思っております。

このような中で、住みなれたまちでいつまでも安心して暮らし続けられる社会づくりを目指して、介護が必要な高齢者にはそれぞれ一人一人に合ったサービスの提供ができるように、まだ介護までは至らない高齢者に対しましても介護予防サービスなどを提供し、引き続き自立した生活を送れるよう各種施策を推進しなければならないと思っております。また、高齢者は介護や援護を必要とする人ばかりではございません。その多くの方が元気に暮らしておられます。したがって、これまで地域や家庭等において培ってこられた豊かな経験と知識、技能を生かし、次の世代へ文化や伝統などを伝えてもらう、そのような社会参加の促進も図る必要があろうかと思っております。そして、これからも要介護状態とならず、いつまでも健康で

生きがいのある生活を送っていただくための各種施策を推進していきたいと考えております。

具体的には、高齢者福祉保健計画なり、今度改定いたしました鹿島市総合計画の基本計画の中にも重点項目として掲げておりますので、その内容については省略いたします。

以上でございます。

**○議長（小池幸照君）**

桑原市長。

**○市長（桑原允彦君）**

高齢者に対する、あるいは高齢化社会に対するもろもろの施策というのは、基本的には国の制度というものを軸にして、鹿島市の場合も今後対応をしていくということであります。

もう一つ大きな問題として、この高齢者に対して、あるいは高齢化社会に対して、我々鹿島市民がどのように考えるか、心の持ちよう、考え方のとらえ方の問題、基本的な部分としてこういうものがあると思うんですね。ここのところを、私がかねがねこういうふうに申し上げております。それは、人間だれしもかつては赤ん坊でしたと。しかし、だれでもひとしく年をとっていきますと。そういうことを考えますと、高齢者、あるいは高齢化社会というのは他人事ではないはずですよ。つまり、自分のこととして、あるいはやがては自分のこととして、高齢者、あるいは高齢化社会に対する考えを、一般の市民が共通認識を持ち得るような地域社会にいかにしていくかということ。

それから、私ももう60歳を過ぎましたので、高齢者の部類にやや片足を突っ込みつつありますが、やはり今度は高齢者側の心の持ちようとしても、よく余生といいます、余りの人生。私は、人生には余りなんてないと思います。若いころは若いころなりの人生、あるいは中年、壮年になったときには、それなりの人生、役割、こういうものがありますし、高齢者には高齢者なりの現役としての人生があると思うんですね。そういう高齢者自身が心の持ちようをしっかり持って、そして、自分たちがいかに地域社会と、あるいは各家族と接していくか。私は、その基本にあるものは、自分は社会から、家族から、あるいは友人の中で必要とされている、このことを認識している間は、非常にその人の人生というのは充実していると思うんです。ところが、自分はいくら必要とされていない、あるいは相手にされていないと考えたときに非常に孤独感がありますし、その先には、やっぱりその人の人生はその時点で終わりというふうなことも言えようかと思っております。

したがって、高齢者になってからの人生をいかに過ごすかということにも絡んできますが、ある方がこういうふうなことを言っておられます。年寄りのしわとしわの間には経験という宝石が散りばめられていると。つまり、先ほど部長も申し上げましたが、やっぱり若いころは若いころ、体力に任せて馬力のある社会に対する、あるいは会社に対して、家族に対して貢献のしようがあると思いますが、年寄りには体力はないけど、先ほど言いましたよう

に経験とか知恵、こういうものを生かしたいいろんな貢献の仕方、あるいは社会との、家族との自分のつながり、こういうものを確認しながら生きていく社会、こういうものが非常に大切じゃなかろうかと思っております。

○議長（小池幸照君）

6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

ありがとうございました。

次に、3点目の公共施設の有効利用について再度お尋ねいたしますけれども、この民俗資料館ができた経緯というのはわかりました。ただ、年間利用度が生徒だけが200数十名ということですけど、これは多分、学校の社会科の社会科見学というようなことで利用されていると思っておりますけれども、まず私の思うところでは、一般の人、普通の人、観光客、それぞれの方がここを訪れるというのは、ここ数年ゼロに等しいんじゃないかというふうな感じがいたしております。せっかく民俗の文化的なものを、伝統的なものをあそこに残して、そこを見学していただくというふうなことでこれを建設されたと思っておりますけれども、今や無用の長物とまではいきませんが、もったいないなというような気もいたしております。

それで、聞くところによりますと、この中の展示されている展示物を一部、浜の方に、重建の方に移されるというようなことを聞いておりますけれども、この中のものをどのようにして今後動かしていかれるのか、民俗資料館は今までの状態のままずっとあそこに資料館としてあるのか、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

中川生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川 宏君）

今の民俗資料館を今後どうしていくかということだと思いますけれど、確かに今おっしゃいましたように、見学者等が少のうございます。ただ、民俗資料館は55年3月にできておまして、御存じように、市として郷土の衣食住とか、信仰、年中行事など生活の中でつくられた機具や家具など、貴重な民俗資料を展示しているところでございます。これらの貴重な品物は、瑞枝議員のお父さんの方からもいただいたと聞いておりますけれど、市民から寄贈され、集め、保管展示されたもので、確かに建物も古くなっておりますし、いずれ改修の問題が出てくると思います。ただ、民俗資料館は展示をするだけが目的ではなくて、それを保存していくという役目もあると思います。ほかにあれだけの展示品を保存していく場所、展示していく場所も今のところございませんので、今のところ、民俗資料館はあのままでいかせていただきたいと思います。

それから、貸し出しについてはできますので、そういう希望があらわれましたら、どんどん

有効利用ができるようでありましたら、させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

今の件は展示物について利用をしてくださいということでございましたので、それは了解しましたけれども、もったいないなど。利用はしてもいいでしょうけれども、その建物自体ももったいないなど思っておりますしですね。ということで、この資料館をほかに利用する道がないのかということで、私は今回取り上げました。

それで、先ほど福祉事務所長の方から、これを放課後児童クラブに利用はできないかなというふうに考えておりましたが、もうほぼ場所は決まっていますよということでしたけれども、どこに決まっているかはおっしゃられなかったと思います。それで私は、あそこはほかに用途変更ができるのであれば、場所的にもいいなというふうな感じがいたしておりました。あれは公民館の横にもありますし、駐車場もありますし、学校にも近いしというふうなことで今回提案をさせていただきたいなど思っておりましたけれども、それも私の単なる心配だけに終わったようでございます。

やはりそういう施設の利活用というのは、ある程度整理をしなければいけないんじゃないかなというふうに思っております。無用の長物とならないように、今、いろんなところで全国で箱物ばかりつくって、それが財源の負担になって破綻してしまったということがありますけれども、そんなに何億円とかかった施設ではないですけどね、小さな施設の中でもそういったものもある程度整理をしながら、本当にこれが有効的に利用ができるかというふうなことも考えていただきたいなど思っておりました。

教育長、御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

詳細は生涯学習課長の方から申し上げたと思いますけれども、おっしゃるように貴重な品々が保管をされております。利活用となると、今のような懸念があらわれるのは当然だと思います。例えば、小学校では総合的な学習ですね、こちらの方で主として利用をしております。ただ、年間を通してとなりますと、なかなか実績というのは余りないというのが実情でございます。だからといって、大切に保管、管理という使命をあつ場所そのものが負っておりますので、例えば、学童保育等への用途となりますとなかなか難しい面もあります。

しかし、現状でよいと思っておりますので、去年は市の文化財保護審議会の委員さん方に直接現地に出向いてもらって、いろいろとお考え等もお伺いいたしました。そしてまた、

今おっしゃるように、浜地区の重伝建の機会等もとらえながら、本当に徐々にということになろうと思いますけれども、検討はしていきたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

ありがとうございました。先ほど申し忘れておりましたけれども、維持管理費については年間45千円というのは、これはそこの古枝地区の女性部に掃除を1年間に1回していただいている経費だと思いますけれども、やはりこれも何かもったいないなというような気もいたしておりました。だんだん経費削減ということでボランティア的にやってもらうということでしようけれども、ここにも経費がかかっているというようなことも感じておりましたので、質問を今回させていただきます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

以上で6番議員の質問を終わります。

次に、2番議員伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

こんにちは。2番議員伊東茂です。通告に従い、一般質問を行います。質問内容は、1項目目が学校教育の今後のあり方について、2項目目は鹿島市中心市街地活性化について、3項目目は激甚災害の指定、9月に襲いました台風13号の被害を受けての支援策についてです。よろしく願いをいたします。昨日の一般質問で、教育問題については寺山、徳村両議員から、中心市街地活性化につきましては福井議員から質問があり、重複する部分もあるかと思いますが、よろしく願いをいたします。

まず初めに、学校教育の今後のあり方についてですが、ことし9月26日、臨時国会において第90代内閣総理大臣として安倍晋三政権がスタートいたしました。「美しい国、日本」を目指し、美しい国を実現するためには、次代を背負って立つ子供や若者の育成が不可欠である。近年、子供のモラルや学ぶ意欲が低下しており、子供を取り巻く家庭や地域の教育力の低下も指摘されている。教育の目的は、志ある国民を育て、品格ある国家、社会をつくることですと述べられ、政策の目玉の一つに教育再生を挙げられました。吉田松陰を引用され、家族、地域、国、そして命を大切にす、豊かな人間性と創造性を備えた規律ある人間の育成に向け、まず、教育基本法案の早期成立を期すとされました。

しかし、その後も子供がみずからとうとい命を絶つ事件は後を絶ちません。原因を究明し、その責任をとり学校長も命を絶つ、文部科学省には自殺予告の手紙が連鎖反応のごとく現在も送付が続いています。やり切れない思いが募ります。本市においては、そのような事件が決して起こらぬよう努めなくてはならないと考え、質問を行います。

鹿島市内小・中学校9校においては、教育目標を定め、学校、家庭、地域の連携の中、学校教育を進められています。9校すべてホームページを作成されていて、私も読みました。西部中学校では、こういうふうに「文武両道」「切磋琢磨」。学校によっては、多岐にわたってこういうふうな学校方針を出してあります。各学校、教育の方針、目標を掲載されていますが、その内容として、学習意欲を高め、人格を尊重する。また、命のとうとさ、生きる喜びと思いやりをもちとうと呼びかけています。内容もすばらしいものだと思います。ただ、この教育目標が、子供と保護者にどれだけ深く浸透をしているか考えるところであります。

まず初めに、各学校が掲げる教育目標、学校方針に市教育委員会の指導が入っているのかお聞きします。

次に、教育基本法改正案が11月16日、衆議院本会議で可決され、同月22日より参議院教育基本法特別委員会で質疑が行われています。現行法から60年たった今、いじめ、不登校、モラルの低下などさまざまな問題が噴出し、2000年12月の教育改革国民会議最終報告で提起されてからの改正案です。

今回の改正案には、第2条教育の目標を初め、賛否両論があります。改正案内容の議論は国会で審議中ですので差し控えますが、改正案でいじめが本当になくなるのかとマスコミは報じています。PTAもさることながら、国民の大多数の人が内容をよく知らないうちに法改正が進んでいます。教育現場では混乱が予想されると考えます。この改正案がもたらす影響ははかり知れないでしょう。

そこで、教育長に質問しますが、昨日の答弁の中で、法改正の合意性を述べられましたが、教育基本法改正案がもたらす学校現場、児童・生徒、保護者への影響についてどのようにお考えなのか、所見をお願いいたします。

次に、県教育委員会が教科授業や生徒指導などですぐれた力量を持つ教師を対象に導入を目指すスーパーティーチャー制度の素案を示されました。専門的な力量を県内各校で活用することで教員の指導力向上を図るということを目的に上げ、初任者研修で講師を務めるほか、公開授業を担当するという事です。対象となる教師の条件もさることながら、この制度導入自体、その目的自体、私は不可解でなりません。そんなに県内の教職員の指導力は低下しているのでしょうか。私は、日々研さんされ、教育に熱意ある指導力にもすぐれた先生方が市内小・中学校にはたくさんいらっしゃると思っています。また、県内においても同じだと感じております。

次の質問は、県が目指すこの制度について、鹿島市教育委員会へ打診及び意見交換が行われたのか、また、このスーパーティーチャー制度導入について教育長の所見をお願いいたします。きょうは藤家教育委員長が欠席ではございますが、お願いをいたします。

次に、2項目めの鹿島市中心市街地活性化についてですが、これは、ことし6月、国会を通過し、8月に施行されたまちづくり三法の見直しに関する事です。

近年、鹿島にとどまらず、全国の中心市街地においては、人口や事業所数、商業販売数が減少し、空き店舗が増加するなど衰退の傾向が顕著にあらわれています。衰退の理由は、車社会への移行、公共公益施設や大型店の郊外立地、消費生活の変化などが相互に関連を持ちつつ進んだためと言われていています。

今回のまちづくり三法の見直しを議論する前に、少し整理をしておきます。

我が国のまちづくりは、三つの法律から成っています。一つが中心市街地活性化法、これは法制定前、個々の活性化策がばらばらに行われていて、ハード面の整備が偏っていると言われていたことから、道路の整備等の市街地の環境整備、いわゆるハード面と、空き店舗対策等の商業振興、ソフト面とを関係省庁、地方自治体、民間事業所などが連携して一体的に推進することを目的に平成10年に制定をされています。鹿島で代表的なものが、TMO計画がこれに当たります。

二つ目が、規制緩和や地方分権の流れから、大型店の店舗面積や閉店時間の調整を行ってきた大店法が平成9年に廃止され、それと同時に、大型店の出店や増設を行おうとする事業所に対し、周辺環境保全のため、駐車場整備、騒音、廃棄物の抑制、周辺環境へ配慮を求めた法律が大店立地法、これも平成10年に成立しております。

三つ目が、地域の将来像に合った土地利用のため、市町村が独自にさまざまな用途地域を定めることを可能とし、商業地域の立地調整を含む土地利用規制、ゾーニングが推進することを目指し、地域の実情に応じた柔軟な都市づくりを目的に、ことし改正された都市計画法の三法から成ります。

おのおの地域が抱える問題を反映したまちづくりを目指し、まちづくり三法が平成10年に制定されものの、その後も中心市街地の空洞化には歯どめがかからず、まちづくり三法自体の不備も指摘されました。こうした状況を受け、今回の見直しに入ったわけです。

今回の見直しは、市街地の郊外への拡散を抑制し、まちの機能を中心市街地に集中させるコンパクトシティの内容となっています。都市計画法の改正による大型店の立地調整の強化と中心市街地活性化法の改正による意欲的な中心市街地への多様な支援策の集中を両輪として推進することが特徴と言えます。

少し長くなりましたが、このまちづくり三法が改正される見通しであると、ことしの春、情報を得て、鹿島商工会議所内で法改正の勉強会と今後取り組むべき事項について会議を重ねました。この法改正に基づく国の支援を受けるための必須条件として、市町村が基本計画を策定し、国へ申請し、内閣総理大臣の認定を得なければなりません。現基本計画、平成11年に鹿島市が策定した中心市街地活性化計画、これを再度見直し、目的達成の数値目標を設定しなければなりません。今後5年間で実現可能な計画をつくり上げなければならないという高いハードルはありますが、しかし、中心商店街を含め中心市街地の活性化を今後図っていくためには、国からの支援なくしては困難と皆一致した意見を得て作業に着手をいたしま

した。

行政と一体になり、基本計画策定の準備段階として中心市街地活性化協議会の設置の条件があり、6月末に商業者、地権者、地元住民、NPO法人、病院、福祉関係、学校関係者、各種団体、そして行政を含めた31団体が参加し、協議会を設立し、会議を始めました。9月末までの3カ月間、四つの分科会に分かれ、意見を出し合い集約したものが、今回、市長に提出され、議員にも配られているこの提言書です。今、市民が感じる中心市街地への最も新しい意見であり、コンパクトシティを目指す将来像を描いています。

そこで、提言書を受け、分科会や協議会にも同席された関係のある課長、商工観光課、都市建設課、保険健康課の課長の所見と今後、担当課としての活用計画をお聞かせください。ただ、商工観光課の福岡課長は昨日答弁をいただきましたので、福岡課長は結構です。

次に、まちづくり三法による国からの支援を早く受けるため、準備を急ぎ、基本計画の策定、国への申請を本年度、平成18年度内と目標を定め、進めてきました。現在、TMO計画を実施している自治体数から考えると、きのう、福井議員からその辺の数がありましたが、ちょっと違いますので言います。現在、TMO計画を実施している自治体数から考えると、100地区ほどが申請すると予想されています。ただ、どれだけ申請があっても、認可数が幾らかというのは正式には公表されていません。そうすると当然、他自治体も急いで計画書策定に乗り出していきます。申請がずれ込めば、計画書の独自性が薄れていくことが懸念されます。県内でも、佐賀市が申請作業に取り組んでいます。

そこで、提言書を受け、計画書策定の作業の進捗状況、今後のスケジュールと計画書策定申請の時期が平成18年度内可能なのかお答えください。

次に、3項目めの激甚災害の指定を受けての支援策についてです。

9月17日、佐賀県内全域を暴風圏内に巻き込み、鹿島に甚大な被害をもたらした台風13号は、大きなつめ跡を残しました。平成3年の台風も大きなものでしたが、今回はそれ以上の台風の被害でした。本市も、台風上陸前に災害対策本部を立ち上げ、厳重な警戒に当たられました。幸いにも人命にかかわる事故等はなかったものの、自主避難をされた方、停電、建物損壊、倒木など、被害に遭われた方が日に日にふえ続ける被害状況を聞き、事態の深刻さを痛感しました。

特に、今回の台風の特徴として、雨量は比較的少なかったものの突風を交えた風が吹き荒れ、農業、漁業関係施設の損壊、有明海から塩水を運び、農作物に多大な被害を与えた塩害被害は収穫前の農業関係者にとって死活問題となっています。9月21日、私たち議会の全員協議会で提出された被害状況から11月末までに、さらに被害額は増大をしています。佐賀県の報告では、水稻、大豆の塩害、ハウスの倒壊、果樹の落下など、県内の農作物被害は151億円と報道されていました。今議会開会日、市長の演告の中で一部報告がありましたが、11月末までに農林水産課が集計した市内の農作物、施設等の被害額の拡大状況をお願いいたし

ます。

次に、災害復旧に対する支援策の要望が、鹿島市を含め県からも提出され、先ほど山口瑞枝議員、11月15日とおっしゃったと思いますが、11月10日に国から激甚災害の指定を受けたと新聞では見たような気がいたします。市長を初め担当課、議会の努力が実った結果と思っております。これにより、国費補助を含む災害復旧事業が行われることとなりました。県は災害復旧対策費として、11月定例議会に66億円余りを補正予算として計上しています。本市においても、災害復旧支援策の早期実施を期待する声は高まっています。激甚災害指定を受け、今後、鹿島市における復旧支援策の内容をお聞かせください。

以上を1回目の質問とし、この後、発言席から一問一答で行います。

**○議長（小池幸照君）**

小野原教育長。

**○教育長（小野原利幸君）**

まず、学校教育関係で3点あったかと思しますので、そのことについて一通りお答えをいたします。

まず1点目の、学校が掲げる学校目標、あるいは方針、こういったものに対しまして市教育委員会の指導がどのように入っているかということだと思いますが、まず、大もとになるのはやはり国、県の方針であります。そのことを踏まえて私どもの、この市教育委員会としての方針を策定いたします。もちろん、重点施策等も同時にその中に盛り込んでいくわけがあります。

これは、例えば前年度のうちに各学校に案を示してですね、そうしないと、新年度スムーズにいきませんので。各校長に、その時点で新年度の教育目標、あるいは方針の骨格をまずつくり上げることを指示いたします。年度が変わって、例えば校長もかわることもありますので、それぞれの校長は前年度からの引き継ぎをもとに改めてその年度のビジョンを描きながら、学校の最高責任者としての方向性を示すと。このような手順で、それぞれの学校の大きな指針というものは策定をされるわけがあります。

私は、学校現場に出向いてみずからの目、耳で、やはりその学校の実情というのをまず確かめることが必要かというふうに思っております。あわせて、校長からの情報の収集、あるいは意見交換等も日常的に行っておりますので、当然、年度の変り目であっても、例えば校長がかわっても、新旧校長のパイプ役として相談に乗ったり、助言を行ったりして、年度始めの円滑なスタートに向けてかかわりを持っているという実情でございます。

それから、2点目は教育基本法改正案がもたらす影響等についてということでございますが、これも今申しました学校の目標、方針と同様に、国民一人一人が細かい内容にまで目を向けるということは、なかなかないことではないかというふうに思います。しかし、歴史的な、今現在、改正論議のさなかであるということについて関心というのは、当然のことなが

ら、寄せられるタイミングでもあろうというふうに思います。

そこで、もし改正された場合の影響ということではありますが、これは昨日、寺山議員にもお答えをしたとおり、人格の完成を目指すという、いわゆる教育の目的を初めとして普遍的な理念、こういったものは現行法と同じく盛り込まれておりますので、結論的には、これまでと大きく変わることはないと言えるかと思えます。

しかし、あくまでも主役は子供たちでありますので、基本法の趣旨等を十分踏まえて、それこそ当市の子供たちにふさわしい方針、また学校の目標等を掲げながら、児童・生徒、あるいは保護者等のニーズにこたえられるように、地についた鹿島市の教育を推進していかなければならないというのは改めて心に刻んでいるところであります。

それから、3点目のスーパーティーチャー制度について2点あったと思いますが、一つは、県の方からですかね、意見交換とか打診等があったかどうかということですが、何もあっておりません。むしろ、いきなり新聞で知ったということで、議員同様、その範囲での情報しか持ち合わせてないというのが実情であります。

当初は、来年4月からかなというような方向性もあったようではあります。議員が懸念されるような課題等も含めて、これから本格的な検討に入る段階かというふうに思われます。しかし、現時点での私の所見ということでお尋ねでありますので、この制度の導入の趣旨は、はっきり一つねらいが定められておまして、目的が教員の指導力の向上を図るということなんです。子供の多様化に対応できるような教員の力量アップ、そういう先生が一人でも多くなるようなねらいというのがあられるわけではあります。うまく機能すれば、当然、効果は期待できると思いますけれども、何せまだ成案になっておりませんので、かなり流動的な面もありますし、仮定の話にならざるを得ませんので、現時点ではこのような感想を持っております。

以上です。

**○議長（小池幸照君）**

福岡商工観光課長。

**○商工観光課長（福岡俊剛君）**

伊東議員の2項目めの質問の鹿島市中心市街地活性化の中の1番と2番につきまして、お答えを申し上げます。

提言書についてでございますけれども、これは先ほど申されましたように、10月20日に市長と会頭に対しまして、報告会という形で提言書が示されております。これにつきましては、ハードやソフト面等につきまして、出てきたすべての案をまとめているものでございます。したがって、市に提出される最終的な案は、まだまだでございます。

これにつきましては、市の商工観光課、都市建設課、商工会議所で組織をいたします基本計画策定推進室の中におきまして、事業内容の検討、それから事業の肉づけ、事業主体等を

検討し、事業の具現化及び絞り込みと、あと、商店街等の協議を行いながら素案をつくる予定でございます。こういうふうなものをつくりました後、市の方に上げて、市の庁議により事業計画の決定を行うということになります。それを行った後、法定中心市街地活性化協議会の意見等の聴取をした後、平成19年度になるかと思えますけれども、早い時期に認定の申請をいたすような予定を現在はいたしているところでございます。

以上であります。

**○議長（小池幸照君）**

田中都市建設課長。

**○都市建設課長（田中敏男君）**

私の方からは、大きな2番目の(1)の中心市街地活性化協議会からの提言書を受けてという項の中で、その所見と今後の活用計画はという御質問に答えさせていただきたいと思えます。

私自身も、この活性化協議会に委員として参加をさせていただきましたけれども、各委員の皆様方からは多方面から、しかもたくさんの貴重な御意見を出していただいたと思っております。また、それに対して感謝をいたしているところでございます。それをまとめたものを、今回、報告書として市の方に提出していただいたわけでございますけれども、現在、この報告書を含めまして、先ほど商工観光課長が申し上げましたように、商工観光課を中心に私たち都市建設課も一緒になって、この基本計画策定をするために取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

**○議長（小池幸照君）**

岩田保険健康課長。

**○保険健康課長（岩田輝寛君）**

鹿島市中心市街地活性化協議会に加わりました一員としてお答えをしたいと思います。

私は、この中の第3分科会、人が住みやすくする仕掛け作りという部会に入ったわけですが、皆さんの意見を聞きながら考えたことは、今の人口が減少する中で、郊外への大型店舗の立地とか、あるいはインターネットショップとか、通販とか無店舗販売の売上げが伸びてきているというような状況下にあるということを本で見ましたけれども、そういう中で、地方の小都市の市街地にある商店さんの経営が大変厳しいということを改めて再認識したところでございます。それで、それを解決するというのは、本当に私たち素人では厳しいなという感想を持っております。

そういう中でも本市の特徴といいますと、私の部門で考えますと、医療機関が市街地に集積しているということですね。これは高齢者の方から見れば、住宅がそこにあれば非常に安心できるわけですね。そこら辺は非常に魅力だというふうに思っております。そういうこと

を考えながら、今後、成案になりました計画書ができましたら、私の方で協力できる分については協力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（小池幸照君）**

平石農林水産課長。

**○農林水産課長（平石和弘君）**

2点、お答えをいたします。

まず、農作物等被害の概要について御報告を申し上げます。

11月末現在であります。台風13号による被害総額は約1,050,000千円であり、このうち農作物関係の被害額は約850,000千円となっております。水稲では、塩害、もみずれにより約350,000千円、果樹では、ミカン、中晩柑等の塩害、一部落下、落葉、樹体被害等により約310,000千円、野菜では、イチゴ、ナス、ミニトマトなどの被害により約50,000千円となっております。また、園芸ハウス等施設関係では、野菜、果樹などハウスの損壊、ビニール破損、ミカンマルチの飛散等の被害額により約2億円となっております。平成3年台風17号及び19号による災害以来、最も大きな被害となりました。

次に、鹿島市における支援策の内容について申し上げます。

農作物等の災害対策費の補正予算については、市長より当面の運営方針の中で申し上げましたとおり、今定例会に追加提案したいと考えており、対策内容は、まず県が11月定例議会におきまして提案をされた県単独の対策事業と連携し、市といたしましては、平成3年ベースで上乗せした補助を基本といたします。また、市独自の支援策につきましては、農協の支援策と連携しまして、JA農政協議会からの要望を加味しまして、被災農家からの意見も集約して、支援できる対策につきまして前向きに検討したいと考えております。

以上でございます。（「ちょっと待ってください。一つまだ答弁が出ていませんけど。まちづくり三法の今後のスケジュールと申請時期」と呼ぶ者あり）

**○議長（小池幸照君）**

福岡商工観光課長。

**○商工観光課長（福岡俊剛君）**

伊東議員の基本計画の進捗状況についてお答えを申し上げます。

これにつきましては、先ほどございました報告書を、今後は市と商工会議所によります基本計画策定推進室の中で肉づけ等、事業主体の検討、それから、事業の具現化とか絞り込みを商店街等の協議を行いながら素案を作成いたします。それをした後、市の方へ上げて市の庁議にかけて事業の計画をいたすと。それを受けた後、法定中心市街地活性化協議会の意見を聴取いたします。この意見の聴取の後、平成19年度の早い時期と思っておりますけれども、認定申請をいたしたいということで、今現在は考えております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

御答弁ありがとうございました。

まず、学校教育問題です。各学校が掲げる教育目標ですね。先ほど教育長から御答弁いただきましたので、わかりました。やはり国、県からの方針を基準に市の方針を決め、そして、前年度に学校の方へ示し、各学校がその年の指導目標の骨格づくりを行っていくということですね。——はい、わかりました。

ただ、一番最初、私が申し上げたとおりに、この教育目標、どこも本当に素晴らしい内容なんです。これが児童と生徒に対して、教育現場でどういうふうなときにこれを——どういうふうな場所というか、どういうふうな時間を利用し、指導されているのか。

それと、私、教育次長もそうですけど、PTA、大分長いこといしましたが、学校のこの教育目標というのを、PTAのときにそんなに聞いた記憶はないですね。保護者とかPTAに本当に十分浸透しているか非常に疑問を感じるんですが、そのあたり答弁をお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

学校の教育目標、方針等について、子供たちへの指導、そして保護者へのPRといえますかね、この辺がどうなっているかということだと思いますが、まず、児童・生徒に対しましては、学校の教育活動のありとあらゆる場面で、あるいは、ありとあらゆる機会にその趣旨、目的が取り扱われ、指導がされていると。結論的には、そう言えるというふうに思います。

つまり、目標なり方針というのは、こういう子供になってほしい、こういう学校にしたいというその願いが、いわゆる学校の最終目標みたいなものなんですね。したがって、校長を先頭に全職員が一丸となって、その実現のために子供たちの教育に当たっているというのが学校現場であります。もちろん、学校目標とか方針を踏まえて、その下に学年の目標とか学級の目標、そして、例えば国語なら国語、英語なら英語という教科の目標、あるいは行事をするにしても、体育大会、文化祭にしても、それぞれ目標等を作成して、子供たちにより具体的に、よりきめ細かにということが、通して指導、周知を図ると、こういう体制をとっているところであります。

したがって、例えば印刷物で、うちの学校の目標はこれだと、方針はこうなっていますと知らせるとのことよりも、その授業を含めて学校生活全般の中で機能していると、また、子供たちがそういう趣旨に沿って、体で、いわゆる体得をしているということが、それぞれ

の学校色の中で成長を見せているということになろうかというふうに思います。

また、保護者への啓発でありますけれども、特に理念等につきましては、例えばPTAの総会等がありますね。ここに、大体その学校の方針等も冊子の中に織り込んでいるのが普通なんです、目にされたどうかわかりませんが、そういう保護者会、あるいは学校の評議員会、あるいは学校便り、さらには御指摘のホームページ等でお知らせをして公開しているというふうに思います。

ただ、どちらかという、かたい表現なのでわかりにくいといえますかね、取っつきにくい面があることも、事の性格上、無理からぬことかなと思っております。要は、その大もとの目標や方針に沿ってどう具体化し、効果を上げていくかということですので、保護者の皆さんには、できるだけ易しくお知らせするような、こういう機会もつくりながら、子供たちの姿を見て、いわゆるなすことで、その実が上がるような活用をしていきたいと思っております。

以上です。

**○議長（小池幸照君）**

2番伊東茂君。

**○2番（伊東 茂君）**

今、教育長がおっしゃられたとおりに、実際、理想像ですよ、それに近づけるため、こういうふうな子に育てほしいという願いを込めてしてある部分もあるでしょう。先ほどおっしゃったように、全教員の方が一丸となって各学年、教科ごとの目標等を上げられる。おっしゃるとおりに、印刷物ではやはりそんなにわからないですよ。今、そういうふうな指導をしていらっしゃる学校の教育現場全般で、それを機能できるようにしているということでしたので、今後もいろんな機会にそれを指導していただきたいなと思っております。

次に、先ほどちょっとホームページの話をしました、これは鹿島市のホームページですね。ここに子育てコーナーとありますが、学校教育という欄はないですね。鹿島市が目指す学校教育の指針を皆さんに明確に示す時期ではないですかね、こういうふうな時代だからこそ。

今回の議会の開会のとき、市長は教育に触れ、「将来にわたってふるさとへの思いを大切にす「鹿島っ子」としての生きる力をつくり上げます」と述べられています。今、学校の教室、市長も見られたことはないかも知れませんが、教壇がないですよ。私たちのころには、教壇というのがありましたよね。どんな理由でこれが取れ外されたかわかりませんが、学ぶ者と教える者の線引きがあり、教えていただく教師の姿に尊敬の念を持っていました。

鹿島の将来を考えれば、学校教育は社会の根幹となると考えています。家庭、地域を含め、鹿島市が取り組む学校教育のあり方を明確に示すべきだと思いますが、御答弁をお願いいたします。

**○議長（小池幸照君）**

午前中は、これにて休憩をいたします。

2番議員の質問につきましては、午後から開始をいたします。

午前11時59分 休憩

午後1時 再開

**○議長（小池幸照君）**

午前中に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

2番議員の質問に対する当局の説明を求めます。藤田教育次長。

**○教育次長（藤田洋一郎君）**

伊東議員の学校教育の理念の広報強化と、そういった趣旨の御質問だったと思いますけれども、これにつきまして私の方から答弁をいたします。

市の教育方針及び重点施策につきましては、午前中、教育長が答弁いたしましたように、まず、学校への周知、広報、説明周知ですね、それをまず第一として行っております。それから、「鹿島市の教育」という冊子にまとめまして、市内外の関係団体などへの配布をするほか、ケーブルテレビ、市報などで折に触れ、市の教育方針などにつきましてはPRをしているところであります。また、総合計画におきます基本計画の教育部門の見直し内容について、市報等で市民の方へお知らせいたしております。

議員御提案のホームページへの掲載につきましては、今の時代の流れの中では教育委員会としても必要であるという考えを持ちまして、検討をいたしておったところでございます。そういうことから、ぜひホームページの中に市の教育部門を立ち上げることで努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

**○議長（小池幸照君）**

2番伊東茂君。

**○2番（伊東 茂君）**

ありがとうございます。午前中に引き続き、また質問をいたします。

ホームページ、教育委員会を立ち上げるということでもよろしく願いをいたします。多くの方に、市長が議会開会のとき述べられたように、鹿島っ子としてすばらしい子供が育つように、そういうふうなのを地域の方にも連携していただきながら、やはり育て上げていかなければならないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、教育基本法の改正案、これについて教育長の方から午前中に御答弁をいただきました。マスコミ等が報じるように、国民一人一人本当に内容自体詳しくは知らないかもわからないが、今、マスコミがこれだけ集中をして報道しているということで、ある程度のところまではわかっているのではないかということ。それと、人格の形成が目的であるということ

で、そう大きくは変わらないであろうというふうな御答弁だったと思います。

ただ、この教育基本法改正となれば、憲法、今度の法改正の中の第2条が今盛んに議論をされています。簡単に言えばあれですけど、愛国心とか、そういうふうなところが入ってきているわけですが、そういうふうな新たに盛り込まれる条例があるわけで、その指導が今の教育にまたプラスされ行われるのではないかと。そしたら、教育の内容にいろいろ変化が起きてくると。教育現場の中と、あと家庭、家庭でどうも混乱が少し起きてこないかなという気がするんです。

昨日も質問の中で話が出たと思いますが、私たちを含め、保護者の方とか地域の方々は、現教育基本法で育ってきているんですよ。それを教育を受けて。先ほどから私何回も言いますが、教育は学校と家庭だけじゃなく、地域の連携は絶対不可欠であると私はいつも思っております。そうなってくると、地域の方々の考え方、今、一生懸命協力をしていただいている地域の方々の間に不協和音が出てこないのかなという心配があるわけですよ。そういうふうなことも含めて、鹿島市の教育委員会で議論をしたことがあるのか、今回、こうふうな法改正というものが出てきたときにですよ。そこのあたりをお聞かせいただきたいと思っております。

**○議長（小池幸照君）**

小野原教育長。

**○教育長（小野原利幸君）**

基本法の改正に伴う影響等につきまして、まず、地域との連携という面でどうかということだと思います。本市の学校教育の方針は、このようになっております。21世紀を主体的に生きることができる知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな子供たちの育成を目指す。このことが鹿島市の学校教育の基本であります。

したがって、たとえ教育基本法が改正されたとしても、殊さら影響を受けるものではないというふうに思っております。あくまでも鹿島市に根づき、また、これからも主要なビジョンとして現方針にうたう精神というものは生かされるものでありますし、また、そうであることが望ましいというふうに思っております。

したがって、御指摘の基本法案の第2条の内容、そして、第13条の家庭、地域の問題ですね、この辺についてもこれまでもその趣旨に沿って意を払ってきたわけですが、また、地域との連携という面ではとりわけかねてから重要意義というふうに私もとらえておりますので、迷いのない、不安を感じさせない施策等の工夫をしていきたいというふうに思っております。

それから、2点目の、じゃあ、このことについて教育委員会内での議論はどうかということですが、このことに限らず、教育関係の最新の動きというものには常に注目しておかなくてはいけないわけですね。その上で多様化する施策等を同時に進行させなければならない

という使命があるわけです。だから、情報の提供であるとか、さてどうするかというような議論はもう日常的に行っているという現状であります。もちろん、教育委員さん方にも同様のスタンスで対応しておりますけれども、つい先般の定例の教育委員会の中でも話題として取り上げられました。意見が述べられました。そしてまた、私なりの考え方も申し上げというようなことで、お互いに委員同士が関心を共有し、理解を図る機会としているところでもあります。

法そのものは国が決めることでありますけれども、やっぱり市として、とりわけ教育委員会が鹿島市への活用とか、影響等について共通の認識を持っておくべきことは当然でありまして、今後も意図していききたいというふうに思っております。

以上です。

**○議長（小池幸照君）**

2番伊東茂君。

**○2番（伊東 茂君）**

わかりました。今後、これが成立に向けて動き出すのだらうと思います。そうなってきたときに、時間をかけて子供にしろ、そして地域の方、それから家庭に理解できるように、いろんな場をつくっていただき、また、教育をしていただきたいと思っております。

次に、スーパーティーチャー制度、これも午前中御答弁をいただきまして、県からは特別に何もなかったと、教育長自身、新聞報道で知ったぐらいであるということでした。午前中も私少し述べましたが、このスーパーティーチャー制度、もちろん素案ではありますが、現職の教師の中から自薦他薦で認定をします。外部から異業種のエキスパートを呼んでくるとするならまだしも、現職の教員の中から選び、その中でスーパーという名前をつけると。それこそ私は、教育現場は何か混乱をしてしまうんじゃないかなという気がするんですよ。スーパーという名前がつけば、すべてが解決するのかという疑問があります。

私は、この制度導入を検討する前に、現在、学校の教師の方一人一人の責任、それから、負担が大き過ぎるんじゃないかと思っております。以前は先生の号令に従って、そっちの方向、右だったら右に向いて、多くの子がそれに倣ってやっていたと思うんですよ。ただ、昭和60年代ぐらいからでしょうか、そこから平成に入り、教育が少しずつ変わってきました。個性重視であったり、ゆとり教育という名前であったり、週5日制の導入、そして、現在の情報化社会ですよ。この中で1クラス40人、これを指導するのに限界がもう出ていると。これはもう以前から言われたことなんですね。この根本的な部分を是正しない限り、いじめも不登校も解決はしないし、なおさらこういうふうな制度を導入する必要はないと私は考えます。私はこういうふうな考えですが、教育長、御所見をお願いいたします。

**○議長（小池幸照君）**

小野原教育長。

### ○教育長（小野原利幸君）

先ほど申し上げましたように、決定されたものではありませんので、どういう形でおいてくるかというのは、ある意味、注目をしております。したがって、議員が示された範囲内でのコメントということでさせていただくならば、正直申しまして、この制度そのものには私自身、半信半疑のところはあります。ただ、やり方の工夫次第では効果が期待できる面もあるかとは思いますが、何せ初めてのことでありますので、そういう不安等も出てくるかと思えます。

私は、仮にこの表現をさせていただくとすれば、だれもがスーパーティーチャーになってもらいたいと思うんですよ。そういう力を備えた教師の育成、あるいは支援、これに力を注ぐことが、あるいはまず足元をびしっと固めることが、導入の有無にかかわらず、私たちがやるべきことだという認識をしております。こういうことが、今、今日的な諸課題が言われていますけれども、そういう解決に向けても人的な投入の一つになっていくのではないかというふうに思っております。

### ○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

### ○2番（伊東 茂君）

ありがとうございました。この質問だけで全部終わりたいですが、まだ後も質問が残っておりますので、教育問題の最後として、現在、本市は地域の方々に多岐にわたって子育て支援をしていただいております。郷土愛を高める目的で、最近、この1冊の本が出版されております。「能古見百景」という写真集ですね。私はこれを見ながら、しばらく時間がたつのを忘れておりました。本当にすばらしい写真というか、郷土が写っております。大げさかもしれませんが、教育のよしあしでこの美しいふるさとがなくなるかもわからない。今後、鹿島市の学校教育のあり方を十分に議論していただくことをお願いしまして、この教育問題の質問は終わります。

次に、2項目めの鹿島市中心市街地活性化についてですが、これも午前中の質問の答弁をいただきまして、提言書を受けて各担当の課長さん方から考えを述べていただきました。もちろん、今度の計画書策定にこれを盛り込んでいくということで一致した意見だろうと思えます。この中に書いてあるのは、今回、メンバーの中に一般の方が相当入っておりますので、今までは行政と事業者だけで何か計画をつくってきたものが、いろんな一般の方のもう本当にフレッシュな意見が出ておりますので、いろいろ勉強になるところがいっぱいあります。

岩田保険健康課長が今後、ここに書いてある分を協力できるところは協力していくというところがありましたが、お年寄りの方が乗っている電動カート、こういうふうな支援策もこの中には盛り込んでありますね。長くこの商店街に来ていただくために、電動カートの電池

切れ等がなくなるように、そういうふうな設置をすとか、あと、以前から話をしているコミュニティバスの導入とか、いろいろ鹿島市の中で、そして、商店街を訪れていただくためにいろんな施策が書いてありますので、十分これを活用していただきたいと思っております。

このまちづくり三法の見直しで、福岡商工観光課長の方から、この後のスケジュールとして基本計画の策定室をつくり、そして――今これはあるわけですね。そして、商業者とも意見交換を行いながら具現化をしていくと。そして、法定協議会がまたここであるわけですね。私は午前中の質問の中で、年内、平成18年度内を目標に進めてきたと申しました。しかし、今の答弁で、平成19年度の早い時期になるだろうという答弁をいただきました。逆算して私たちは作業を進めてきたつもりではありますが、どうして平成19年度までずれ込むのか、そのあたりの理由をお知らせください。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

伊東議員の質問にお答えをいたします。

今回の基本計画の中では、例えば、5年以内に計画ができるものとか、それから、数値目標等のデータの要求がっております。当然、この数値目標等のデータの解析、収集とかに相当の費用、日数を要するというごこともございまして、今現在では19年度の早い時期にしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

わかりました。それでは、質問をちょっと変えていきます。

まず、申請を出すために法定協議会の設置がありますが、この組織、委員の選定、それから、協議の内容を教えてくださいと思います。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

法定の中心市街地活性化協議会のメンバーでございますけれども、法定構成委員としては、商業系の民間の組織、これは鹿島でいえば商工会議所等に当たります。それと、あとは市街地整備系の民間の組織、基本的には法定の二つの組織となっております。そのほかに参加できるものとして、民間の事業者、これは商業者の方、デベロッパーの方、それから、金融機関、交通事業者等がございます。そのほかに、地権者とか、地域住民の方、消費者団体の方、

市町村などということでございますから、こういう方の中からメンバーを選定していくことになるだろうと思っております。

それから、その諮問の仕方でございますけれども、基本的には市の方で作成いたしましたものをこちらの方へ諮問して答申を受けるというふうな形になろうかと思っております。

以上でございます。

**○議長（小池幸照君）**

山本産業部長。

**○産業部長（山本克樹君）**

答弁が前後するかもわかりませんが、何で18年度だったのが19年度にずれ込むかという前の方の答弁になりますけど、実は私どもは、市長の指示はできるだけ急げというふうなことで指示を受けて取り組んできています。今、後の数値データとかなんとかというとも当然ありますけれども、その前に、市にまずどういうことでやりたいと、ハード面はこういうことをお願いしたいとか、そこがまず出てこんことには先に進めないというのがあります。議員も御承知だと思います。ここがかなり絞り込み、難しいところがあると思いますので、ここがすぐ上がってきさえすれば、あとはまあ物理的な数値データとかということでございますから、そこは急げると思いますので、今になって18年度というのは厳しいかもわかりません。ですから、できるだけ19年度の早期にまとめ上げたいというふうなことで今考えております。

**○議長（小池幸照君）**

2番伊東茂君。

**○2番（伊東 茂君）**

山本部長の答弁でおっしゃることもわかります。私たちが議論をする中で、ハード面というのが一番本当に難しいところ、きのうも市長、答弁で言われたように、駅前のことも触れられましたけど、やはり行政だけでできる問題ではないし、民間もこれに加わっていかなければならないというところがありますから、その理由としてはわかりました。

福岡課長の答弁を受けてですが、それでは、この基本計画、法定協議会のメンバー、ほとんどが今回、この提言書を出した協議会、鹿島市活性化協議会のメンバーと重複する部分もあるのですかね。それと、あと先ほどの数値目標、ここのあたりが非常に詳しく出さなければならないというところで、専門分野の第三者に業務委託をするのか、そこのあたりも御答弁をお願いします。

**○議長（小池幸照君）**

福岡商工観光課長。

**○商工観光課長（福岡俊剛君）**

伊東議員にお答えをいたします。

今回の基本計画につきましては、基本的には私どもの手づくりでいきたいということ思っております。ただ、先ほど申しましたように、やはり数値等が、いろいろな調査もございますし、そのような数値の解析とか、調査、収集等にどうしても技術的なものを要するものがございますが、そういうふうなものは最小限で委託をしていきたいということ思っております。

以上でございます。（「法定協議会のメンバーは。今回の協議会の」と呼ぶ者あり）

法定協議会のメンバーでございますけれども、それにつきましては、先ほど申し上げたようなメンバーの方が対象になろうかと思えます。確かに言われますように、任意でつくっていただきました中心市街地活性化協議会のメンバーとは、選定する場合にはダブっていくこともあるかもしれないと思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

それでは、もう1点、福岡課長お願いをいたします。

国に申請を出さなければならぬ最終的につくり上げる基本計画策定に、そこまでにかかる経費、これをどのくらい見込んでいるのかお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

伊東議員の質問にお答えをいたします。

基本計画策定に係る費用ということでございますけれども、基本的に私どもは私どもの方の手づくりでしたいということ思っております。委託をお願いするのは、やはり私どもでできないような部分、例えば、数値解析とか、調査、データの収集等でございますけれども、というふうな意味で、本年度は12月の補正に1,000千円ほどお願いをいたしておりますけれども、全額につきましては、やはり今後新年度予算あたりで詳細を詰めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

今回、補正に出ている1,000千円というのは、今回この中心市街地活性化協議会に参加をいただいている講師の方、そのあたりの分だったんじゃないかなと思っておりますので、まだ金額がどのくらいになるかわからないが、経費はもう少しかかるというふうな受け

取ります。

この項の最後になりますかね、もう少しありますけど、山本部長、ちょっとお聞きしたいんですけど、申請が19年度の中旬ぐらいまでずれ込むんじゃないかなと。それはいたし方ないとして、その間、中心市街地にソフト面とか、さまざまな――さまざまとはいかないかもわかりませんが、何か活性化策の計画をお持ちでしょうか。お願いいたします。

**○議長（小池幸照君）**

山本産業部長。

**○産業部長（山本克樹君）**

基本的には、ずれ込むまで待っていただくということしかないと思うんです。これはもう当然どういった計画でもおくれたりしますからですね。だから、その間というのは、おっしゃる理由は、機運が乗ってきたじゃないかと。我々これだけのアイデアを出して、まだか、まだかと。せつかくの機運が乗ってきているときに、中旬までずれてくるといったら、機運をそがれるといいますか、そういうふうなことかなという気がいたしております。ただ、じゃあ、何かをやるというふうなこと、その間、何かをやるということにしても、やっぱり必要最小限ということと、実効性のある事業というのは、よく協議をして、選択をして取り組む必要があると思いますから、どうしてもその間にこれだけはやりたいとかという皆さん方の御意向があれば、当然協議はしていいというふうに思っております。

**○議長（小池幸照君）**

桑原市長。

**○市長（桑原允彦君）**

このことの進捗についてちょっと整理をして申し上げますと、今、確認しましたら、10月20日に中心商店街の活性化協議会の方から私あてに報告があるということでしたから、出向きました。私は、もうこれが最終報告だと思って、ことしいっぱい、あるいは今年度いっぱいには間に合うというつもりで行きましたけど、議員もそのとき御出席でしたかね。あのときにありましたように、中心市街地活性化協議会の委員さんたちも、これは意見の出たところを整理して書いとっだけで、まだ結論として市に提言するまでは至っていないということは皆さん認められましたですね。その場でも申し上げましたが、とにかく急いでくださいと、いただくのを急いでくださいと、そのとき申し上げたと思います。

そして、私はその協議会が終わってから明くる日、すぐ担当課に、部長と課長に言いまして、この提案のずっごととにや、すぐもう動かるっごと今から前もって予備的にできることは準備しようかといと、できるだけ焦がろいと、こういう指示をした上で実は今やっているんですね。ところが、まだ成案といいますか、そういうものが出てきておりませんので、我々の手元に届きましたら、できるだけ早い時期にということと、このことは急いで行ってまいりたいと、こういうふうには思っております。

**○議長（小池幸照君）**

2番伊東茂君。

**○2番（伊東 茂君）**

わかりました。この項の最後になりますが、昨日、空き店舗対策で、空き店舗対策を住宅等への利用という提案等もなされておりました。これでちょっとひとつ、私、意見を述べさせていただきます。

ことし、商工会議所内に空き店舗活用委員会を立ち上げております。これは昨日も説明があったとおりです。私が委員長ですので、意見を述べさせていただきます。

委員会には商業者、地権者、不動産業者、NPO、地元住民、商工観光課の職員も参加し、現状を調査分析し、日本で今、一番元気がある佐世保の四ヶ町へ視察に行き、空き店舗対策としての効果があらわれたチャレンジショップ、それから、ホームページ内に空き店舗情報「ゆめ空間」の提供を現在行っております。また、地主の方との家賃交渉も行っています。魅力ある商店街を演出するため、異業種の導入も進めております。

空き店舗解消策ではなく、まちがにぎわう演出をすることが、鹿島の商店街に興味を持っていただき、新たに鹿島の地で商売を始めていただきたいという願いから進めております。今後もこの姿勢で取り組んでいきたいと思っていますので、一言つけ加えておきます。

それでは、最後の項の激甚災害の指定を受けてです。

これも午前中、課長の方から御答弁をいただきました。平成3年も大きな被害ではあったわけですが、それを超える被害であると。作況指数も戦後最悪、49ということですね。施設と作物合わせて10億円を超えるという非常に大きな被害であったわけですが、この作況指数の49というのが出ておりますが、農家の方の共済の加入者への支払い状況とかは、現在どういふふうになっているのでしょうか。課長、いいですか。

**○議長（小池幸照君）**

平石農林水産課長。

**○農林水産課長（平石和弘君）**

農業共済組合の支払いの状況についてお答えをいたします。

12月2日の新聞で報道されておりますけれども、水稻共済金に特例措置ということで、農水省の方から承認を受けたという記事が載っております。これによりますと、本来の水稻の共済、これは減収量3割以上の被害水田に対しての支払いがなされます。加えて今回の特例措置によりまして、品質低下、塩害により品質が非常に落ち込んだということで、3等に満たなかったものも減収量として算定をするということで加えられて、通常の減収量の補てんに特例措置の加算をされて確定されて、農家への支払いというのは、年末の25日から28日の間に国の方から支払いがなされるということで聞いております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

わかりました。この復旧支援策は、午前中にもお話がありましたように、この後、補正予算上程がありますので、そこでも詳しく質問は持っていきたいと思いますが、もう1点ですね、水稻に関しては今の御説明でわかりました。ミカンの生産者ですけど、ミカンの生産者は共済加入が少ないと聞くわけですが、今回の被害でも120,000千円近くの被害が出ているわけですね。マルチの飛散とか、ハウスの倒壊とか。こちらの方への今後の救済措置というのはどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

ただいまの御質問は、果樹、ミカンのマルチの飛散、マルチに特定しての御質問でございますでしょうか。（「いや、全体的に。ミカンは」と呼ぶ者あり）果樹、ミカンに対する支援策ということですが、県の単独事業で予定をされておりますのは、今回、補正で上程されておりますのは、果樹園芸につきましては改植等に要する経費、樹勢回復、ハウス関係の倒壊、こういったものに対する対策ということで、果樹については柱としては三つの内容になっていると思います。これは平成3年災害対策、これに類似、同一の対策内容となっております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

ここで具体的にお示しすれば一番わかりやすいんですけど、ちょっと今、県が上程された段階と、それと今、県と詰めをやっているということですので、さっき申し上げましたように、平成3年の17、19号台風の状況と非常に今回似通っておりますので、それ並みの対策は県も国も考えていかれるというふうに我々認識しておりますから、当然、我々もそれに沿って連動して考えていこうと。もう少し整理をさせていただきたいというふうに理解するところでございます。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

わかりました。冒頭に課長もおっしゃったとおりに、平成3年のあの台風と今回の13号の台風と似通っているということで、それと同額、もしくはそれを上回るぐらいの支援をとい

うことですので、県議会でも今出ている段階でありますから、この質問はもうこのくらいで終わりたいと思います。ありがとうございました。

**○議長（小池幸照君）**

以上で2番議員の質問を終わります。

次に、16番議員谷口良隆君。

**○16番（谷口良隆君）**

谷口良隆でございます。通告によりまして、3点質問をいたしたいと思います。

まず、JRの存続運動の進め方についてお尋ねをいたします。膠着の続く佐賀県との協議の今後の展望と、今後の本市または期成会の運動についての内容についてお伺いをいたしたいと思います。

まずもって、私の立場を明確にしておきたいと思いますが、大企業や中央大都市部では、いざなぎ景気を超える好景気を更新中と報じられてはおりますものの、国、地方を通じて財政赤字は記録的赤字に現在も変化はなく、800兆円にも及ぼうとする天文学的借金行財政体質のもとで、かつての高度成長期に企画をされた諫早湾干拓事業や熊本県の川辺川ダム建設問題と並んで、費用対効果がかばかしくない新幹線西九州ルートが2,700億円も投じられて建設される必要が本当にあるのか。70年代に企画された大型プロジェクトが今なお大手を振って既定事実のものとして展開している姿には、普通の生活者や逼迫する地方財政にとって違和感さえ感じるところをまずもって私の意向として前置きを、繰り返しになりますが、いたしておきたいと思います。

そうは申しましても、私はこの際、長崎本線の置かれた現状、進捗状況、こうしたことから、これまた重複をいたしますが、第3の選択肢、つまり、長崎本線を線形改良し複線化をするという、そうした選択肢がないのか。これまたこの場で議論をしてみても、当事者能力を欠く問題ではありますけれども、そうした問題もこの場をかりて提案しておきたいというふうに思うわけであります。

しかし、そういう前提に立ってはみたものの、新幹線長崎ルートの建設促進の声は、一方で大きなうねりを持って動いているのも事実でありまして、並行在来線としてJRからの経営分離対象区間に位置づけられている沿線住民は、当該市町村の賛否表明は置いても、それぞれに将来への不安や夢が交錯しながら、最終的な理事者の意思決定をかたずをのんで見守っているというのが今日の姿ではないかと思われまます。

私はこの際、JR存続運動を進める鹿島の中で、あえて協議の先鋒となっておられる佐賀県の姿勢をこの場において云々することは、私としての当事者能力を欠く問題として言及することを避けておきたいと思いますが、鹿島市行政のこの問題に対する対応のあり方について疑問を感じ、改められるべきではないかと考えている点について、端的に二つの点について桑原市長にその所信をお伺いしておきたいと思います。

その第1点は、佐賀県との協議のあり方の問題であります。

鹿島は、昨年8月に経営分離に同意しないとの結論を佐賀県側に伝えたわけでありますから、当然、鹿島市としてのかかる協議の結論は出したことになってはおります。その後の協議はその上での協議となっているわけでありますから、鹿島市としての結論を覆させられるような協議内容には踏み込まないというのが、一つは戦術的に出てくるのもわからないわけではございません。それが今日、鹿島市から提案している公開討論会のテーマ、つまり、佐賀県が提案している振興策については、これをテーマに上げることは受け入れられないということになっているわけではないかと思えます。それでは佐賀県としては一方また受け入れられないという状況にあるように見てとっております。

公開討論会の開催が言われ出してから恐らく10カ月に及ぼうとして、宙に浮いているというのが現状ではないかと思えますが、省みますと、佐賀県の提案した振興策について、鹿島市、または存続期成会は、どれだけ真摯な検討、精査が行われ、市民に広報されてきたのでございましょうか。私は決して、その振興策に埋没するようなことを望んでこんなことを申し上げているつもりは当然ございません。一方の理事者である佐賀県が少なくとも真剣に検討を積み上げ、県議会にも事前了解を求めた上で真摯な提案がされたという事実は、誠意を持って受けとめなければならないと思うわけであります。誠意を持つということは、提案された内容をつぶさに検討し、その結果を市民に十分周知をして、その合意の上に佐賀県にボールを投げ返す、そうした手続が全く荒っぽく、振興策論議になれば受け入れが前提になるのではないかの精査、検討そのものを否定している現状にあるように思えてなりません。

出されている振興策の中で、有明海沿岸道路の6年前倒しは、いずれ完成する計画ではないのか、あるいはまた、武雄インターまでの高規格道路整備は既に着手しており、新たな代替案には値しない。あるいはまた、上下分離方式での鉄道の維持に対しては、いずれ赤字で廃線の危機が見えているのではないかなどといった分析にとどまっているのが現状ではないかと思えます。

一般的な公共工事の計画年次とその実際の違いは、このほど完成をいたしております国道207号バイパスでも立証されてきたように、現実の事業スピードは保証の限りではございません。鹿島－武雄インター間の道路整備についても、現在の498号は拡幅と一部区間の線形改良工事が行われるわけでありまして、提案されている高規格道路とは格段の違いのあること。第三セクターの前例を引いて、肥薩おれんじ鉄道の経営がどうなるのか、シミュレーションをされたことがあるのでしょうか。肥薩おれんじ鉄道は、平成17年度決算で55,990千円の赤字経営になっておりますが、上下分離した場合、上の部分は、私の試算では10,000千円余の黒字が見込まれる数字も出てまいります。肥薩おれんじ鉄道は、減価償却前の利益で平成17年度の決算書をもとに見ますと、その赤字が55,996千円になっておりますが、上と下を

分けて試算をしてみますと、上の部分で11,784千円、下の部分で67,780千円、後者は赤字です。前者は黒字。そういう計算も成り立ちます。

私がここで言っているのは、繰り返しますが、佐賀県に肩を持っているということによっているのではございません。要するに、市としての主張があるように、そうした佐賀県の提案内容はこれこれであって、これでは到底受け入れられない、これでは不十分といった科学的な検証の上に、反論と市民への公平な情報公開を行っていただきたいということでございます。ここまで来れば、行政の今日までのいきさつへのこだわりやメンツとかというものがあってはならないと思うわけであります。対等な情報の中に、主人公であるはずの市民が進むも引くも、その結論を持っているということでございます。そうしなければ、いずれの結果に終わったとしても、しこりと行政批判を免れない本市の自治本体そのものを揺るがすおそれの心配があるからでございます。

行政の意思決定は、個人や特定団体の意思決定とは違って、一か八かの路線は歩めない。それは自己満足では済まされない。究極は、住民福祉にもとるということだろうと思います。リーダーシップも大切ですが、重要な意思決定は主人公である市民に託すという事の進め方、事の発想が根底に備わってもよいわけではないでしょうか。

鹿島市は、桑原市長が3期目の公約とされた養護学校の誘致、4期目の公約は、合併は私の手でということであったわけでございますけれども、いずれの重要外交課題、公約につきましても実を結んでいないという教訓もございます。乗るか反るか、乗ったときはすべてよしでございますが、反った場合、まず、よしではなかったのかと市民として省みることのできる戦線構築を促しておきたいと思っております。

桑原市長の戦略目標とするところは、冒頭申し上げた私の所信から理解できないわけではございません。ただ、それは一政治家や一利害団体であれば、それはそれでどこまで行っても結構でしょうけれども、行政としての態度はそれだけでは済まされない現実を直視してほしいものだと考えております。来年度予算編成期に当たり、本市も発信しているように、推進の立場の運動も情報合戦が続いております。いずれにしましても、これまでの運動を省みる中間総括の上に、これからの運動のあり方を市民総意として練り合わせることを促したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

次に、いま一つ、ただしておきたい問題を申し上げます。それは、市民や市民団体、会合等へ、佐賀県が招請を受けての説明会のために参加をされておるわけでございますが、このことへの態度についてお伺いをいたします。

統制国家ならいざ知らず、市民がおのおのの前で勉強会を開くのに、一々行政が口出しするのはほどほどにしてほしいものだと考えております。佐賀県との間でルールがあるとはいっても、協議経過や結果を双方が披瀝される場合は別として、一個人や一自主団体がどのような勉強会や学習会を開こうが、行政がくちばしを挟むものではないことでございます。市

民は市民であると同時に県民でもあり、国民なのでございます。市民の皆さんが鹿島市の考え方を聞きたいときはそうしますし、あるいはまた、県の話を知りたいときには、そのようなことで招請をすることも大いにあっていいことだと思っております。どこに異議を唱える理由と権限があるというのでございましょうか。鹿島市はそんな鎖国的な自治体ではないはずですよ。

協議ルールがあるとはいっても、そのルールは期成会と佐賀県との間で行われた協議結果や、申しますように、その時々々の状況を一般市民に伝達したり、意思確認をしたような場合をもって、そのルールとされたのではないかというふうに考えております。そうした将来へのあり方を探ろうとする市民の行動を制止する資格まで、そのルールは拘束しているものでもなく、あるいはまた、拘束しようとしても、できる問題ではありません。自由闊達、民主主義が徹底しているがゆえに、これまでの本市の発展がありましたし、これからの発展の礎になっていることを申し上げ、桑原市長の所信をただしておきたいと思っております。

次に、二つ目の質問を行います。補助団体の指導、監督、監査についてお伺いをいたします。

鹿島市は、数ある市内各諸団体の中でも、その公益性と財政的基盤の弱さなどから、団体の運営費補助を含めた、いわゆる補助団体として31団体を採択して、その補助金総額は77,970千円であることが、10月24日に開かれた平成17年度一般会計決算審査特別委員会における本議員の資料要求に答えて明らかにされてきております。

部局ごとに申し上げますと、総務課所管で区長会の運営費に582千円など4団体、福祉事務所関係では社会福祉協議会運営補助金の7,068千円など14団体、保険健康課関係で老人クラブ活動助成金で466千円など5団体、農林水産課関係で土地改良合併事務補助金2,000千円など2団体、商工観光課所管で鹿島藤津地区高等職業訓練校運営補助金155千円など3団体、教育委員会庶務課で幼稚園運営補助金447千円の1団体と、生涯学習課で田澤記念館運営補助金の1,000千円など3団体となっております。

当該補助団体は、市民福祉向上のために日夜研さん、努力を払っていただいておりますことに、本議員も日ごろから十分承知をした上で、その活動に感謝と敬意を払っているところでございまして、ますますそれらの団体の足腰が鍛えられて、構成委員を初め、広く市民の期待にこたえて、さらにこたえていただいください、この場をかりて御祈念を申し上げる次第でございます。

ところで、その補助団体のうち、ある団体では平成17年11月に、その監督官庁である佐賀県の常例検査において各種の指摘がなされておるようでございます。これがその常例検査をされた中身を記された資料でございますが、その中には給与関係の適正化ですね。その内容では、管理職手当、それから、人物の特定ができるという関係で2文字削ってありますが、その2文字は〇〇と申し上げておきますが、〇〇手当の支給根拠の不明確さ、管理職に対す

る不明朗な手当支給、時間外手当の支給のあり方、賞与、給与の決定過程の不明確さ、給与決定過程の不透明さ、二つ目に、旅費支給の適正化という関係では不適切な支給が認められておる。あるいは、出張の実態が実証できないままの支給になっておる。役員旅費支給額の根拠が不明確、役員報酬支給の根拠が不明確、市単独補助、つまり国土保全機能維持森林整備事業の受益者負担金が未収状態にある。当年度の賦課金徴収が86%にとどまり、過年度分も依然として未回収が続いておる。そのほか、指導事業の適正化ということで数点指摘がなされているようでございます。

そこで質問ですが、当該団体がこうした指摘を受けていることを、執行部は補助側として承知をされていたのかどうかについてお伺いいたします。

二つ目に、かかる指摘事項に関連して、執行部は平成16年12月9日付で桑原市長名で鹿島市森林管理対策事業、これはいずれも単独事業ですが、鹿島市森林整備担い手育成確保対策事業及び鹿島市国土保全機能維持森林整備事業に係る書類提出についてという通知を発せられております。

その提出を求められた書類は、鹿島市森林管理対策事業については、もう全部は読み上げませんが、こういう文書が出されておりますけど、職員給与の支給及び受け取りを確認できる資料、あるいは鹿島市森林整備担い手育成確保対策事業の関係では、技術作業班員への勤務手当の支給及び受領を確認できる書類等々、書類数からいきますと、6種類の資料要求が公文書でなされております。これは、今言いますように、平成16年12月9日付です。

そして、さらに関連して、翌17年1月6日付で同様に追加資料の提出という要求をなされております。提出を求められた資料は、平成17年度から平成15年度までの間の職員の超勤表、同じく同年末の通帳の写し、それに平成15年3月14日に行われた理事会の議事録の正本の公文書による資料提出を求められております。この通知で求められた内容は、佐賀県の常例検査で指摘されている内容とほぼ共通するものであるようです。

一方で佐賀県は、ただいまのような明快な指摘と是正を求められているのに対して、鹿島市は平成17年4月25日付、桑原市長名で鹿島市森林組合長あてに発せられた鹿島市職員による不当な公権力に対する疑義に対する回答書——その文書がこれですが、その回答書の中で、同年1月7日に産業部長及び農林水産課長が調査確認をした結果、いずれの案件も正当な処理がなされておったというものを記述されたものが発せられております。

無論、私がこの問題を問うておるのは、あらゆる市内団体の、あるいは、場合によっては補助団体の自治権に及ぶ議論を私はここでしているものではございません。市民の血税を補助している団体、これに対する監査、監督権というのは支給をする市にあるわけであって、その公正な事業目的に沿った支出がされているかの確認をする、そういう立場からの議論をしておるわけでございますが、そうした相反する結果が佐賀県と鹿島市の見解が出るというのは、我々としてどちらが正しいのか、どうとらえていいのか、この点について2点目の

お尋ねをいたします。

次に、監査委員にお尋ねをいたします。

監査委員は、市としての県の常例検査に少なくとも肩を並べられるような再検査と監査結果を期待しているのが市民だろうというふうに思うわけですが、監査委員として地方自治法第199条第7項の当該地方公共団体が拠出している補助金、交付金、負担金、その他財政的援助を与えているものの出納その他の事務執行で財政支援にかかわるものを監査することができるとうたわれておりますが、その法律根拠に基づいて鹿島市の補助する団体の監査が行われてきているというふうに信じておるわけですが、佐賀県の常例検査結果がこれほど明快な指摘を行っている問題について、チェックを働かせる最終チェックの自治体としての監査機能が働いているのか、いないのか、ここら辺に疑問が残るわけですが、本市の監査体制の信頼にもかかわる問題として、この場において監査委員会としての所見があれば、ぜひ登壇をいただければというふうに思うわけであります。

次の質問ですが、前者の佐賀県の指摘がもし——もしと、県の検査結果が間違うとということはないと思いますけれども、これが前提とするならば、ことし6月に、当時担当しておった担当職員を停職処分に処した前提が崩れるわけで、処分の撤回とその名誉回復措置がとられる必要も発生してくるものと考えられますが、その点についての執行部の考えをお尋ねしたいと思います。

次に、質問の最後になります。指定管理者制度移行後の検証についてお伺いをいたします。

まず、この質問については、さきの9月定例議会の一般会計補正予算の審議の際、本議員は鹿島市が管理する各種施設のうち8施設について、指定管理者制度に管理を移行した年として、年度半ばにしてその管理状況がどうなっているのか、移行初年度の段階で管理面での中間的な総括がどういうふうに行われているのか、あるいはまた、場合によっては一般会計の補正要因が発生しないのかという立場で質疑に取り上げたところでございますが、執行部のざわめきに呼応するように、小池議長の議事采振によって質疑を断念させられたことを心外に思っております。そのような形式的な議会審議は自治の障害にも結びつくわけでありまして、他の自治体議会の例や国会、県会等の審議実態をよく観察されて、議会の運営についてもさらに前進するように、祈念をこの際申し上げておきたいと思っております。

さて、この指定管理者制度の目的は、多様化する住民ニーズにより、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに経費の節減等を図ることを目的に制度化されたというふうに考えております。一般的には利用時間の延長など、施設運営面でのサービス向上で利用者の利便性が向上するほか、管理運営経費の削減によって、施設を所有する地方公共団体の負担の軽減につながる。しかし、その一方で、以前は税金によって運営され、市民が無料、または格安にて利用できていた施設が、制度の導入以降、利用料金が一般的な民間施設と同等になってしまったとい

うような事例や、管理者が施設の利用を恣意的に設定、あるいは制限をするために、今まで同様の利用ができなくなってしまったという事例等も全国には発生しているようでございます。

そこで、質問でございますが、委託前の平成17年度の決算と比較をして、指定管理者制度への移行で総額70,640千円を8施設について要しておいた直営の時代の経費が、指定管理者制度への移行で、8施設合わせて67,020千円になっております。割合でいいますと、従前に比べて94.8%の管理費に、約5%程度管理費が節減できているという数字は出ておりますものの、鳴り物入りで指定管理者制度へ移行した割には、この程度の財政効果しか生じなかったのか、結果を見て、鳴り物入りの指定管理者制度との落胆を隠せないものがあるわけでありましたが、執行部は直営方針から指定管理者制度への移行効果をこの程度のものと当初から考えられておったのかどうかについて、第1点はお尋ねをいたしたいと思います。

とともに、二つ目には、その程度の財政的メリットしか得られないようであれば、利便性、その他、今、先例的な幾つかの障害になっている部分を披瀝いたしましたけれども、直営に戻してほしいという声も出てきそうな気もしますが、そこら辺の問題について、中間的な御見解、年度中途における見解を賜ればというふうに思っております。

あわせて、この際申し上げておきますが、なぜこうした問題を私が取り上げておるかといえば、発祥の地はここにあるわけですが、蟻尾山公園が最も管理費も高くなっております。蟻尾山公園が今年度予算で49,152千円、年間の委託費が。前年まで直営でやっておった部分が52,148千円というふうなことで、私に事前の資料として報告をいただいておりますので、節減効果は上がっているということでは考えはしますが、これだけの費用を投じて民間に委託をするという割には、ことしの夏場などは怖くて入れないと、雑草が生い茂ってですね。そういう苦情も数名から指摘がっております。そういった点で、委託後の利用者の評価などについて、どういうふうに思っておられるのか。委託すれば、もうしっ放しということではないと思いますので、そこら辺のその後の指導、監督についてもお尋ねをしておきたいと思います。

なお、この指定管理者制度は、8施設をそれぞれの所課から答弁をしていただきますと、私の2回目で掘り下げたい質疑が一切できなくなる可能性もありますので、総論的に結構でございますので、だれか担当部長か課長の方で一括してこの点については御答弁を賜ればと思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、県との協議の問題であります。これは御存じだと思います。協議は、県が望まれ

るならば、していいですよと基本的に言っているんですね。このことは御存じだと思います。ただし、今までのことでもそうです。これは後で若干話します。今からのことでもそうですが、県と私たちの2者間で協議をした約束が将来守られないということであれば、協議をする意味がないですね。今までのことでもそうです。これは若干具体的に説明をします。これらのことが実際破られましたので、今までのことについて整理をしましょうということを今言っているんです。

それで、ちょっと経過的に言いますと、少しはしょらにゃいかんですね。そしたら、この確認事項の意味ですけど、結局、これは整備新幹線長崎ルートの問題に対して、県と私ども期成会が協議をする場合に、事前に取り決めた約束事なんですね。それで、まず、この約束事について、平成17年6月3日付で期成会と佐賀県古川康知事との間で確認をいたしました。そしてまず、その第1項目めに、県と期成会の協議はお互いの立場を理解、尊重し、信頼関係に基づき誠意を持って行い、平成17年8月までに結論を出すと。これは、実は県から8月末までに結論を出してくれという強い要望があったんです。数日前に副知事が参られたときもそのことを確認いたしました。私の方は、今、県のそういう提案に乗っていいかという議論も内部ではいたしました。どうせこの問題は逃げるできないと。だから、県の提案に僕は乗るということで、8月末までに結論を出すということに同意をしたんです。その上で出した結論なんですね。だから、これについては県の方も尊重せんぎいかなんでしょうもんということをもまず申し上げているんです。

2年前の12月に、知事は私たちとの約束を破って、国に対して経営分離の知事同意をされました。このこと自体が結局、いろんな後のものに影響しているんです。将来、私たちが約束をしても守られる保証がないじゃないですかということなんです。それから、その際に同意をされた後に電話がありました。これは予約切符を買わせてもらっただけですと。（「市長ね、復習はいいですよ」と呼ぶ者あり）いやいや、復習じゃなくて、なぜ私がね、（発言する者あり）ちょっと待ってください。なぜ私がこのことにこだわっているかというか、このことをちゃんとしなければ、次に進めませんよと言っているんです。（「端的に言ってください」と呼ぶ者あり）

結局、予約切符と言うからには、予約切符というのは大体期限がありますよね。エンドレスということじゃないです。その予約切符は実際使わないということもあるんですねと私確認しましたら、そうですと言われました。その予約切符の一つの期限というのは、1年半以上経過した今年の8月の結論時期だったと思うんです。しかし、まだ県は協議、協議と言われます。つまり、我々が同意をするまで続けますよということじゃないんですかということを確認しているんです。一方、太良の方は同意をされましたから、もう何にも太良と協議の再開を申し込まれておりません。同じ理屈で言うならば、同意されたところにもあれでよかったんですかと、県とさらに協議をしましょうとなるはずですけどですね。そのことが一つ

あります。

それで、もう一つの期成会エリア内の住民説明会等は、県と期成会間で調整の上、開催することとし、県と期成会の合同方式を基本とすると、このことが今御指摘をいただいたことでもあります。

それで、これも数日前の副知事との会見の中で記者団たちを前に確認ができたことですが、つまり、例えば鹿島市だけが、あるいは佐賀県だけが住民と接触しようとする場合、住民側からの要望があったと言え、それで確認できないでしょう。したがって、そういう確認できないようなことをどうせ決めても一緒だから、すべて合同方式にしましょうということが、この事前に話し合いをしたんですよ。そのことを副知事にこうだったでしょうと言ったら、それは認められました。（「だから、そのルールはいいですよ」と呼ぶ者あり）いやいや、（「民間や市民がね、県に来てくれ、市に来てくれということを行っているのに、一々制約を加えちゃいかんということを行っているんですよ」と呼ぶ者あり）県に私は言っているんですよ、県に。何でそういうふうに出たのですかと。

それで、県の方は住民から要望がありましたと、今回の商店街の22名ですか。住民から要望があったから行ったと。記者会見で言われましたね。しかし、別の記者会見で知事はこういうふうに言っておられます。先ほど私は呼ばれて行ったらいいんだと、呼ばれたから、それはいいんでしょうと言いましたけど、呼ばれていても、県だけ説明するのはいけないと、期成会の側も一緒でないとだめだというのが今のルールになっていると。ルールを認められておられるんです、知事は。

それで、結局、ルールをわかった上でやっておられるということが一つと、結局、住民側から要望があったというのは、これで否定されるじゃないですか。県から強い要望があったからですよ。それは別に傍証も私握っていますよ。あなたの論理は、市民から要望があった場合にということで組み立てているでしょう。この場合、知事が認めておられるじゃないですか。そうでしょう。自分の方から頼んでいたんだということを認めておられるじゃないですか。（「進めてください。ちょっと時間を気にしておりますから。ここだけにとられちゃ困ります」と呼ぶ者あり）いやいや、ちょっと待ってください。

それで、昨年10月に同様のことが起こりました。これをきっかけに協議が停滞をしておるわけですが、結局、私たちの方は実際いろんな説明会とか会合に、要望があった場合、必ず県と一緒に出てくださいますよ。約束は守っていますよ。やっぱりルールというのは私が勝手に決めたんじゃないんです。県も了承した上でこのルールを確立しているわけですから、住民側がどうのこうのじゃなくて、県がこれは守るべきですよ。こういうルールも守らないようでは、今後いろんな協議をしてもむだではないですかということ、これを確認しましょうということを行っているんです。

それから、（「市長、一人で時間とらんで」と呼ぶ者あり）いやいや、いろいろ聞いてお

られるからですよ。（「監査の答弁まで……」と呼ぶ者あり）はいはい、それはわかっていますよ。

それから、住民手続の問題を言われましたので、ちょっと説明をいたします。

まず、昨年の6月6日から8月12日まで9回の協議を住民に対してオープンでいたしました。そのことは議員、あるいは住民の方も、聞こうと思えばいつでも聞ける状態でやったということ。それから、もう一つ大事なことは、振興策について、いかにも県も、また議員も、議員と同じ歩調をとっておられる人たちも言われますが、振興策についても十分時間はとったんですよ。9回のうち7回目、8回目、9回目、3回振興策についての協議に充てております。しかも、2回はそのうち延長しているんです。7月までに終わって、8月は私たちは住民説明会をして結論に向けて手続をしますと約束しておりましたが、どうしても足りないとおっしゃったから、あと2回延長したんです、振興策の協議を。そしてまた7、8、9回、その事前に6回目に振興策の協議をしていいですよと言いましたら、県は何と言ったと思いますか。いや、まだ実は準備ができておりませんので、次からお願いしますと言われたんですよ。（「準備のできてからやっていいじゃないですか」と呼ぶ者あり）いやいや、結論出したじゃないですか、去年。だから、去年の結論に不満のある人がそういうふうに言うんですよ。結局そうなんです。

だから、我々はその後、8月18日西部地区を対象に、8月20日に東部地区を対象に、9回の協議の結果を住民に説明しました。その後も浜町区長会の主催で、浜公民館で住民説明会をしました。こういうことも全部県に出席をしてくださいということで、県が出席が可能なときはしていただいております。11月24日には七浦公民館で、11月27日には古枝公民館で、11月22日は北鹿島公民館で、こういうふうに住民にもちゃんと説明をして、そういう手続をして我々は今の現在にあるということでもあります。

それから、もう一つ言われましたのは、肥薩おれんじ鉄道の三セクの検証をしたかということですが、当然、私たちは大学の教授にこのことを専門に研究をされている教授がおられますので、この方に全体の試算、調査、こういうものもお願いをしました。これはもし、まだ言えということであれば、後で具体的に申してよろしゅうございますが、全体からいえば、この長崎本線の第三セクターが全国で一番条件が悪いと。したがって、赤字であるということは、もう初めからわかっていると、こういうことが結論なんです。

それで、肥薩おれんじ鉄道に上下分離方式を当てはめた場合、10,000千円の黒字が出ると言われましたね。これは一つ確認せにゃいけません、10年間はJR九州が職員派遣分を1人当たり2,500千円、86名分をJR九州が負担するとなっていますね。この金額は215,000千円です。11年目からはこの215,000千円はすべてこの第三セクターの赤字要因としてのしかかってきます。このことを計算に入れて、そして10,000千円の黒字ですか。（「17年度の肥薩おれんじ鉄道の決算出とっでしょう。それを上下に分けて修正すればこうなるということ

だけの話ですよ」と呼ぶ者あり) はい、だから、それはですね、11年目からは2億円の赤字です。(「いや、そいけん、11年から出してみたらどうですか」と呼ぶ者あり) いやいや、だから、今言っているじゃないですか。

**○議長(小池幸照君)**

お互いにやりとりしないで、まとめてください。

**○市長(桑原允彦君) 続**

11年目からは2億円の赤字になりますから、近々そうであっても、将来的に赤字になるということを言っているんです。したがって、肥薩おれんじ鉄道が上下分離方式になったら、ずっと黒字経営のままという保証は一切ないということ。

それから、この場合の長崎本線の第三セクター鉄道の今の試算、これも検討、中身は計算されましたですかね。これは私たちがいつも指摘していますように、収入は過剰に見積もって、支出は過少に見積もってあるんです。(発言する者あり)(「議長は議事ばびしゃつとしてさせんしゃい」と呼ぶ者あり)

**○議長(小池幸照君)**

市長に申し上げます。市長から反問権といたしますか、要するに議員に返す意見はありませんので、まとめて答弁をお願いします。(「おさらいはいいから」と呼ぶ者あり)

**○市長(桑原允彦君) 続**

長崎本線が第三セクターになった場合は赤字です。私が申し上げているのは、上下分離方式です、確かに。しかし、上、運営の方も県がいたしますと、下の方も県が支出しますと。結局、県じゃないですか、赤字分も、それから下の分も。私が言っているのは、上下分離方式の運行部分の赤字は黒字と言っていますが、実際は赤字ですよということが一つと。それから、下の部分も実際県が出すんじゃないですかと。これが将来にわたってこういう赤字を保障するという保証がどこにあるんですかということを行っているということですよ。

以上であります。

**○議長(小池幸照君)**

答弁はなるべく簡潔にお願いいたします。出村助役。

**○助役(出村素明君)**

補助金団体の指導、監査の件につきまして、これは一団体に限らず、全庁的なことでありますので、私の方からその見解をお答えいたします。

御承知のとおり、鹿島市の補助金を交付している団体につきましては、大別して、法律に基づいて設立された団体と任意に設立された団体の二つに区分がされます。御指摘の森林組合につきましては、森林組合法に基づく団体でありまして、健全な運営、発達について助言及び指導を行うため、法第119条により所管行政庁を置くとして、その所管は佐賀県というふうにされております。同様な団体としては、農業協同組合や漁業協同組合、あるいは商工

会議所などがそれに当たるかと思えます。また、その他の公益法人につきましても、民法において所管行政庁をそれぞれ置くとして、職権により、いつでも法人の業務及び財産の状況を検査することができるというふうになっております。

森林組合法第111条では、組合の業務及び会計状況について常例検査を義務づけており、補助団体といえども、森林組合の指導、監査は市の及ぶところではないと認識をしております。市が組合に対して行うことができるのは、交付金として支出した事業に限って、その使途が交付申請に基づき適正になされているか、また、交付した補助金は適正に組合の会計に収納されているのか、鹿島市補助金交付規則第22条に基づきまして、財務事務に限り立入検査をすることができるものでございます。

なお、森林組合の経営内容等につきましては、もちろん内部監査や理事会、総会などの承認で決定されるものというふうに認識をしております。

また、処分の問題ですけれども、これは前回も申し上げましたけれども、今回の担当職員の調査の進め方に問題があったということは、さきの議会でも申し上げたと思いますが、そのことを処分の対象としているわけではありません。前回も申し上げましたように、職務上知り得た、いわゆる守秘義務違反ということでの処分ですので、言われるようなことについての考えはありません。

**○議長（小池幸照君）**

植松代表監査委員。

**○代表監査委員（植松治彦君）**

先ほどの谷口議員のお尋ねは、監査委員としてのチェック機能が十分働いているのかという趣旨のお尋ねであったというふうに思っております。先ほど谷口議員も申されましたように、地方自治法第199条第7項の規定に基づいて、監査委員が監査をするということ是可以するようになっております。ただ、先ほど議員も御指摘になりましたように、何でもかんでもできるというようにはなっていないわけですね。私の受けとめ方がまずいのかもわかりませんが、県の常例検査で指摘があった、そういう項目から考えてもっと突っ込んだ監査といいますか、そういうものが監査委員としてできるのではないかと、そういうふうなお尋ねのようにも思えたわけですけれども、そこは御理解をいただきたいんですけれども、この第7項の中でも、当該財政的援助に係るものを監査することができるというふうになっておりまして、その団体の規約に基づいてどうなっているかとか、そういう立ち入ったところの監査は監査委員といえどもできないというふうに理解をしております。

**○議長（小池幸照君）**

唐島総務部長。

**○総務部長（唐島 稔君）**

指定管理者について代表して答弁をせろというようなことでございましたので、代表して

できる分についてはお答えをいたします。

まず、お答えする前に、申しわけありませんけれども、要求された数値データ、この中の休日急患センターの部分について、ちょっと誤りがありました。これは私が誤っております。申しわけありません。これはおわびして訂正をさせていただきます。

休日急患センターの中で歳入歳出差し引きを助成と書いておりまして、この歳入歳出の額が逆転しておりますので、少ない方が歳入の額、多い方が歳出の額ということで訂正をさせていただきますと思います。

それでは、まず1点目、指定管理者制度の効果というようなことでの御質問でございます。

まず、この指定管理者制度には、かなりの問題点があるというふうに私どもはとらえておりまして、まず、その1点目といたしましては、鹿島市のように小さな都市では、施設を運営できる民間企業とか団体とかが非常に乏しゅうございます。それで、ここは単独の指定、公募によらずに、理由があれば単独指定ができるようになっておりますので、単独指定によらざるを得ないという点がございます。ことし5月から6月の段階でございますけれども、九州では大体8割以上が外郭団体などがこの指定管理者として継続をしているというような調査もなされております。これがまず1点目でございます。

2点目は、このようなことでございますから、経費の節減効果もおのずから限定的になってくるという点でございます。その考え方でございますけれども、単独指定ということでございますれば、効果としてはこの程度ではなかろうかというふうに考えていたところでございます。

それから、もとの管理委託に戻せというようなお話でございますが、これはさきの議会でもさんざん御説明をいたしましたように、施設の全般的な管理委託、これはもう直営ではできません。15年6月の地方自治法の改正によりまして、全般的な管理についてはすべてを指定管理者制度に移行しなさいというのが法律でございます。あと、管理委託としてできる部分につきましては、便所の清掃の委託でございますとか、かぎの管理でございますとか、極めて限定的な部分についての管理委託が残るだけでございまして、施設そのものを運営するというようなことは、従前言うております管理委託ではできないというふうになっておりますので、御理解をいただきたいと思っております。（161ページで訂正）

以上でございます。

**○議長（小池幸照君）**

中川生涯学習課長。

**○生涯学習課長（中川 宏君）**

総務部長の方から蟻尾山公園についての回答がありませんでしたので、私の方からお答えいたします。

蟻尾山公園が一番節減額が大きかったわけですけど、蟻尾山公園についての管理はこれ

までと変わらず、特に問題なく行われていると思います。市としては、管理のために月ごとに整理した指定管理業務に伴う作業内容という報告を提出してもらっておりますが、その中で毎月園内除草が行われております。

なお、参考までですが、鹿島市のすべての公園の状況調査をある協議会がなされております。その調査によりますと、蟻尾山公園のよいところとして、公園内は草取りがなされ、整備されていたというコメントをいただいております。

以上でございます。

**○議長（小池幸照君）**

16番谷口良隆君。

**○16番（谷口良隆君）**

もう一々全部をまた質疑の繰り返しは時間的な制約からも無理のようでございますので、ワンコメントずつだけちょっと感想だけ申し上げておきますが、後ろからいきますと、指定管理者制度をもとの直営に戻せとは一言も言うておりません。もとがまじやったじゃなかかというような市民の声が出るのではないのと、この程度の行政効果しか上がらないようであれば。それから、今、蟻尾山公園、むしろ管理ばようしてもらいようという声が届いておりますというような反論をされましたけど、管理が最近悪うなりようじゃなかかという話がありようということをお私言うとするんですけどね。役所にはそういうふうな声が届いとらんということ、ずれの出てきようということですよ、もう既に。だから、よく目を光らせて、よく目を磨いて、耳をよく澄ましてひとつ管理に当たっていただきたいというふうに思います。ことし初年度で、財政的に1年間運転をしてみてもうどうなのか。次年度の予算にも反映されることでしょうか、その成果に期待をしておきたいとします。

それから、1番のJR存続の運動に関連して、ほとんど市長は従来までの復習的な答弁で、私はそういうことを聞いておるんじゃないわけで、1点目としては、県は県なりに再協議をする代替案、要するに振興策も入れて討論会をしたいと言っているならば、それが今言われるような論拠でいいわけですから、それを出させていいと思うんですよ。出させた上で反論をすればいいわけですよ。何にも避けることはないというふうに思います。

それから、振興策を出されているものにどれだけ慎重な精査が加えられたのかというのは、私は一つ肥薩おれんじ鉄道の問題を取り上げて、今初めて平成12年度決算でいけばこうなるとかいう話を出されましたけれども、そういうことを分析されておるならば、もっと出せばいいじゃないですか。出して市民にももっとそういう具体的に真剣にした形を出したらどうなんですか。ほとんど荒っぽくしか、検討に値しないみたいな格好でしか情報提供されていないでしょう、県の対案というのは。私にはそういうふうにはしか受け取れないからもう少し、先方もあるわけです、交渉事にはね。だから、先方の意見も誠意を持って丁重に扱って、住民にも対等に情報を流すということに努められるべきではないかというのが一つです。それ

が趣旨だったんです。

それから、二つ目の部分は、鎖国的に情報を他からとってはならないと。それは市民団体とか市民が、あなたの話を聞きたいときは聞きますよ。それを行政で枠をはめて、それはしちゃいかん、これはしていいけどと、ここは行き過ぎではないかということを上申しておるわけです。これはもう答弁は要りません。

次に、補助団体の指導、監督、監査にかかわってお尋ねをいたします。

一言に言って、監督官庁は当該組合の場合は法律によって県にあるということで、そこまで立ち入ることはできないと。それは私も法律からすれば、よく理解しております。しかし、鹿島の単独事業で補助をしておる、しかも補助基準、鹿島市補助金の採択基準に関する取扱要綱というのがありますね、市がつくった内部の規程ですが。この第3条第1項でいきますと、団体育成に対する補助期間は補助開始の時期から3カ年を限度とするということが書いてあるでしょう。いつからいつまで補助をしていますか。平成11年からこの3事業について補助が始まっていますかね。だから、決算の年でもう6年ないし7年。この3事業は平成11年度、事業によってはそれ以前からの補助が始まっておるかも知れませんが、調査時点の平成16年までの6年間、この市の補助規程を超えて補助を続けておるわけでしょう。ということになれば、やはりそれ相当の超法規的に3年間を延長したと、今年度も予算がついてますから、18年度まで加えれば8年間補助が継続しておるということになります。

ということになりますれば、単独補助をやるということは、常々議論があつておるように、それはもう生活保護ぎりぎりの水準の生活構造に置かれた人も含めて、あるいはまた、倒産を余儀なくされんかという事業者まで含めて、市民税や法人税をもって鹿島市財政が構成されておる。それをこの規程を超えて補助してでも公益性を確保したいということで、3事業を8年間にわたって継続しよるわけでしょう。ならば、それ相当に説得力のある説明が必要ですよ、市民に対しても。それは監督権とは別問題です。

市のそうした財政からそこに拠出をするということですから、適正な事業執行がなされておるのか、そのために市長名で、先ほど私が申し上げたような書面の提出を求められてきたと思うんですね。その確認の上で適正執行をされているものとして、さらに団体の補助継続をしていくと、市民の皆さん合意を願いたいという行政としての行為を行われたわけでしょう。12月9日、監督権はありませんよ。しかし、市の財政を支出するからには、これだけは確認をさせてくださいということで、平成16年12月9日付、鹿市農第1098号によって鹿島市森林組合長あてに鹿島市長名で鹿島森林管理対策事業に関しては、これは単独事業名ですけど、職員給与の支払い及び受領を確認できる資料を要求したわけでしょう。

鹿島市森林担い手育成確保対策事業、これは3,000千円の補助がなされておりますが、技術作業員手当の勤務手当の支払い及び受け取りを確認できる資料を提出してください。団体定期保険の保険料の支払いが確認できる資料を提出してください。講習会、研修会における

経費を確認できる資料を提出してください。鹿島市国土保全機能維持管理事業、これは4,000千円の補助ですが、事業費が確認できる資料、受託契約書及び領収証について提出をしてください。そういう趣旨でこうした資料を提出していただいて、内容の確認をされたわけでしょう。それで、市民に対する説明責任を果たす、行政として。監督権とは違いますよ、これは。執行状況を確認するために、こういうものを行ったんでしょう。

監査委員、私が言いよるのは、監督権、監査権があるかということは問うておりませんよ。鹿島市の単独補助をしたお金が、財政が適正に管理をされ、適正に執行されているかという確認をしてください。しましたよと、こういう資料を要求して。補助団体の監査は、もうされておるとお思います、監督権はないにしても。市の支出した財政について適正に執行されておるかということについての監査、市民のよりどころですよ、監査委員というのは法律に基づく監査権ですから。監督権がある、なしの問題とは違うし、私はそういう問い方はしておりません。

しかるに、こうした内容について市が当該団体に対する確認、私は決してこの森林組合をつるし上げしておるんじゃないです。私も森林組合員ですから。（発言する者あり）やじですからいいですけど。私のところも山があります、森林組合員ですからね。これは森林組合の発展を祈念しておりますよ。要するに構成員の一人として。しかし、そうした目的を持って補助をされた財政が、所期の目的のために執行をされると願っていますよ、構成員として。

そういうふうなことを今、鹿市農第1098号で要求して、そのことの確認を執行部もされた。監査委員会としても、そういう執行がされておるかという確認を年間何団体かされておるわけでしょう。それから漏れたと。なぜ漏れたかということがわかったかといえ、これですよ。県の常例検査結果が平成18年2月6日付で鹿島市森林組合長あてに、佐賀県生産振興部長林暉宏さん名で「常例検査結果について」と出されております。17年11月25日から26日の2日間にわたって監査をされた結果が、11ページにわたって指摘、指摘事項と改善を求めた監査、検査指摘がされているんです。その内容が符合するんです。市が先ほど言います書類提出を求めた内容とですよ。一部符合しないところも、それは項目的にはあるかもわかりませんが、ほとんどがダブっております。

その結果が、先ほど私が申し上げますように、主要指摘事項として8項目あります。その1項目めが給与手当支給の適正化です。市長もその内容を書類提出を求めたわけでしょう。しかし、鹿島市でいきますならば、17年1月7日に担当部長と担当課長が調査、確認に行った結果、るると書いてありますけど、5ページにわたって書面で提出をされておりますが、ここの中に給与関係について、あるいは残業の扱いについて、決定過程の明確化についても問題なかったと。市が調査をした結果はこうなっております。常例検査結果はたくさんの指摘事項が出てきておると。この違いは、私たちはどちらがほんなら正しいととればいいんです

かと。市のチェックはどこまで働いておるんですかということを知りたいんですよ。それに対するお答えを求めたいんですが、いかがですか。

○議長（小池幸照君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

先ほども申し上げましたとおり、市が森林組合に対して検査の入れるところというのは、補助金交付の申請があった事業について、補助金の申請書に計画が掲げてあります。その計画のとおりの実績が、もちろん実績報告書としても出されますけれども、そのとおりに支出がされているのか、収入は適正にされているのかというのを中心にするわけですから、例えば、旅費が適正であったとか、給料が高いとか安いとか、そういうところを私たちがその検査の中で調査する権限はないと思っております。ありません。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。時間がございませんので、簡潔にお願いします。

○16番（谷口良隆君）

監督権はないけれども、それは今言いますように、鹿島市の補助金交付規程を超えて補助するその説得力、あるいは市民に対する説明責任を果たす意味でも、財政的な基盤の弱い31団体について引き続き補助をするために、その支出の内容について確認をさせていただきたいということで、監督権はないけど、確認書類をとったんでしょう。それで、現場に見に行ったんでしょう、書類を確認しに。節穴なんですか、そんなら。確認をしたんでしょうもん。確認したけど問題ないという書面を、後ほど森林組合長あてに平成17年4月25日付で桑原市長名で回答書を出してあるじゃないですか。監督権はないけど、実際、市民に説明責任を果たすためにやったじゃないですか。それで問題ないと確認したと言っているじゃないですか。しかし、県の方は問題ありきと言っておると。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

ちょっと整理をいたします。

佐賀県は、森林組合全体の運営全般を監督する所管官庁ですということが森林組合法でうたっています。市は、3本立ての補助金が適正に執行されているかということをチェックができます。だから、いろんな書類を求めたのは、ひょっとしたら、具体的にはわかりませんが、この補助金が適正に執行されているかという書類を見るためには、ちょっとした横にそれたと言うげいかんですけど、いろんな書類を見せていただく場合もあります。基本はそうなんです。そうなんですけれども、今おっしゃるような管理職手当がどうかとかというのが、うちの3本の補助金には直接関係ございませんから、そこは見れないということをお

役はさっき申し上げたところでございます。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

それはおかしいですよ。この森林組合に対する常例検査の指摘事項の6ページには、鹿島市の平成16年度の国土保全機能維持森林整備事業、鹿島市の単独事業について既に補助金3,000千円を受け入れ、事業も完了したとして、市に対して実績報告を行っているが、受益者が負担すべき負担金を徴収していないこと、受益者負担の伴う事業であるにもかかわらず、受益者負担は徴収されていない。これは補助金を鹿島市が出す、拠出する基本的な部分じゃないですか。笑ってごまかす話じゃないと思います。

では、そこまで、給与とか残業手当まで立ち入れないと、ある意味ではわからんではありませんが、じゃあ、職員給与の支払い及び受領を確認できる書類の提出をなぜ求めるんですか。先ほど質問しましたけど、県の常例検査で鹿島の単独事業にかかわってまで指摘をしていただいておりますよ。

○議長（小池幸照君）

谷口議員に申し上げます。最後の山本部長に答弁を求めます。

○産業部長（山本克樹君）

森林管理対策事業は人件費に充当していいということで来ています。これは事業補助なんですけど。そうしますと、本当に適正に給与が支払われたのかというのを求めるのは当然じゃないでしょうか。そう思いますよ。

それから、もう1点は、国土保全で県から指摘をされている。しかし、それがどういった指摘か、私よくわかりませんが、おっしゃっていることは事実でしょうけど、私どもの検査では国土保全に関しては何ら問題がなかったという結論を出しております。

○議長（小池幸照君）

16番議員に申し上げます。時間が参りましたので、簡潔にまとめてください。16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

非常に理解に苦しみますですね、今の御答弁では。常例検査で指摘をされた、要するに今の当該団体の財政含めた運営のあり方について、これだけ指摘をされております。中には市の単独事業にも及んで指摘を具体的にされております。市では、それぞれに書面の書類提出まで同様の内容についてされております。本来、補助団体というのは財政的にひ弱であるが、その公益性の観点から市として財政的なサポートをせざるを得ないということやっておると思うんですね。ある意味じゃ、それだけ財政的な裕福性があるとするならば、補助そのものが見直されるべきだろうし、補助金そのものの額の見直しというものに及んでくると思う

んです。片方ではこういうふうな指摘をされながら、何ら問題なかったという市のチェックがしっかり働かないというところが疑問でならないんですよ、我々の感覚からすれば。問題ないんですか。これは納得できません。抜けくぐりのような答弁にしかになっていないんですよ。

○議長（小池幸照君）

時間が参っております。（「もう終わりますけどね」と呼ぶ者あり）北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

谷口議員の方から、常例検査の指導のことについて御指摘があつています。今回の常例検査につきましては、基準日を17年10月31日としたものでございます。その対象期間につきましては、16年4月1日から17年10月31日までの期間を対象とした常例検査になっております。これまで県におきましては、2年に1度常例検査を実施いたしております。15年度、13年度、11年度、それぞれの常例検査におきましても、森林組合に対しては指導があつておりませんし、また、森林組合の内部監査におきましても、適切に事務処理をされていたという報告がなされておるところでございます。

○議長（小池幸照君）

もう時間が参りましたので、これで終わります。（「議長、訂正を」と呼ぶ者あり）今の件ですか。（「今の指定管理者のことで訂正をお願いします」と呼ぶ者あり）ただいま執行部の方から訂正の申し出があつておりますので、これを許します。唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

先ほどの指定管理者の質問の中で、施設の管理について直営もできないと私がお答えしたようございまして、ちょっと意図しないことを言つておりまして、施設の全般的な管理につきましては、直営か、指定管理者による管理か、どちらかではなければならないというふうになっております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

以上で16番議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。3時15分から再開します。

午後3時5分 休憩

午後3時15分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、17番議員中島邦保君。

○17番（中島邦保君）

17番中島邦保でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

質問の項目は4項目でございますが、まず1点目は、地域農業における担い手の確保と支援の取り組みについて、2番目に、農地・水・環境保全向上対策について、3番目に、農村婦人の家の活用について、4番目に遊休農地に茶園の造成をという4項目について質問をいたします。

その前に、先ほど本当に農業を取り巻く環境は厳しさを増す中で、台風によって災害を受けられました方々に心からお見舞いを申し上げます。

また、先ほど課長が申しましたが、平成18年度水稻の損害評価高によりますと、北鹿島は53%減で、平均では35.5%でございますが、コンバインの刈り取り料金やカントリーの利用料金もないような状態でございますが、非常に厳しさを増しておりますが、特例措置によって鹿島市全体で270,000千円、北鹿島では120,000千円の共済金が払われるように予定をされているようでございます。本当に今、農業を取り巻く環境は厳しゅうございますが、特に北鹿島の場合はカントリーの利用料金も米の不作で非常に不安を感じて、経営が陥っておりますが、その点、施設に対しての利用の補助金をお願いしておきたいと思っております。

それでは、まず1点目の地域農業における担い手の確保と支援の取り組みについて申し上げます。

昨年3月、新たな食料・農業・農村基本計画が出されました。これは、我が国農業・農村が農業従事者の減少、高齢化、耕作放棄地の増大など危機的状況にある中で、食の安全・安心対策など、消費者を重視し、地域農業を担い手中心にシフトしていこうとするものであります。これまでの品目ごとの価格政策中心から、WTO農業交渉もにらんだ品目横断的経営安定対策へ転換し、農業の持続的発展と多面的機能の発揮を目指した農地・水・環境保全向上対策、需要に応じた米づくりのための米政策改革推進対策などが柱となっております。これを受け、各地域段階ではそれぞれ担い手の明確化や組織づくりなどの話し合いが急ピッチで進められています。これは地域の将来のあり方にも大きな影響を与える課題であり、農家や関係機関が一丸となって足腰の強い地域農業を目指していく必要があります。

そこで、山口議員とダブるところがございますが、品目横断的経営安定対策の支援の対象と支援の内容、また、簡単でよろしゅうございますので、集落営農組織の進捗状況をお伺いいたします。

次に、農地・水・環境保全向上対策についての質問に入ります。

農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るためには、効率的、安定的な農業構造の確立と、あわせて基盤となる農地・水・環境保全と質的向上を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持増進することが必要であり、このような中、農地農業用水の資源については、過疎化、高齢化、混住化などの進行に伴う集落機能の低下により、適切な保全管理が困難となってきている現状や、ゆとりや安らぎといった国民の価値観の変化などの視点も踏まえた対応が必要となっております。また、これら資源を基礎として営まれる農業生

産活動には、環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国農業生産全体のあり方を環境保全を重視したものに転換していくことが求められます。

これらを踏まえ、地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と農業者ぐるみでの先進的な営農活動を一体的かつ総合的に支援する農地・水・環境保全向上対策を実施することになっております。その農地・水・環境保全向上対策は、共同活動への支援と営農活動への支援の2本柱で、共同活動は実験事業の基礎部分と誘導部分をあわせた内容で、営農活動は化学肥料と化学合成農薬の5割低減などの環境に優しい農業に地域で先進的に取り組むことで、共同活動への支援に加えて取り組む場合に上乘せされます。共同活動への支援を受けるには、まず農業者だけでなく、地域住民やNPO、企業などが参画する活動組織をつくと強く打ち出されております。そこで、この事業の内容はどのようになっているか、このことについては、農林水産課には毎晩のように課長初め職員の方々が各集落に出向いて説明に回られておることに感謝を申し上げたいと思います。そこで、現在、活動組織の立ち上げとその経過についてお伺いをいたします。

次に、農村婦人の家の活用についてでございますが、農村婦人の家は、昭和60年農山漁村生活改善施設整備事業で、昭和61年3月31日に完成をしております。その施設の内容は、共同学習室、休憩室、農産加工室、共同洗濯室、ホールがあり、研修の場として利用されておりました。平成17年度の利用実績状況によりますと、利用日数は231日、利用団体では143団体、みそづくりには145日、その他86日の利用実績でした。

しかし、鹿島市の財政基盤強化計画により、職員数の削減や体制の合理化など行政組織内部の改革による経費節減を初めにあらゆる分野を見直し、平成18年度から22年度までに20億円の節減を図ることを掲げた財政基盤強化計画が策定され、この計画の中で農村婦人の家管理業務について経費節減計画を具体的に示されました。その中で、耐用年数が経過するまで指定管理者制度の導入による無償貸し付けを行う。市が管理経費を負担しない方向で検討をする。引き受け手がない場合は施設の廃止も含めて検討するとなっておりますので、北鹿島振興協議会では市の経過と今後の方向について説明を受けましたが、その後、数回協議を重ねてまいりました。

その振興会の協議の結果でございますが、管理運営については諸般の事情により受託できない。2番目に、地域が直面している問題解決のため、市としての有効利用はできないか。また、高齢者対策や学童保育など検討していただきたい。他の者に管理運営を委託する場合は、公益的な団体を選定していただきたい。4番目に、みそ加工施設については今までどおり利用をさせていただきたい。このような4項目について市の方に報告をいたしました。市では、協議の結果、19年4月より学童保育の施設に利用すると決定を見ておりますが、その一部の加工施設を利用料金をいただいて、今後、みそ加工施設を早急に利用させていただきたいとの要望がっておりますので、それを検討していただきたいと思います。市の対応に

ついてお伺いをいたします。

次に、遊休農地に茶園の造成を。

市長の9月定例会の演告の中で、鹿島市政運営5期目のまちづくりのキーワードを定住促進と交流人口の活用として市政に取り組んでおられますが、定住促進の具体的な施策の一つである企業誘致の進捗状況についての報告の中で、ジェイエイビバレッジ佐賀の誘致の件が述べられましたが、まず、今回の誘致に対しての市長及び担当部署の御努力に感謝するとともに、誘致後の展開について質問をさせていただきます。

清涼飲料水製造販売の株式会社ジェイエイビバレッジ佐賀は、今、お茶の需要がかなり大きくなっております。最近の情報によりますと、飲料大手の伊藤園は、緑茶飲料用の原料となる茶の葉を安定的に確保するため、新たに茶園を造成する協定を大分県などと結ばれ、杵築市など4市で農業生産法人が遊休農地を転用するなどして茶の葉を生産し、その全量を伊藤園が一定の価格で買い取る仕組みで、2010年までに100ヘクタールの茶園の造成をする。県によりますと、茶の葉の作付面積が年々減少する一方で、消費量は拡大、長期的に茶の葉を安定確保したい業者と茶の生産振興を図りたい県との思惑が一致しておりました。このような動きの中で、当市でも耕作放棄地をお茶園に活用できないか、まず、ミカン畑などの荒廃園が当市ではどのくらいあるのか、また、JAなどとの連携により、荒廃園をお茶畑に活用してはどうかということでございます。

これで1回目の質問を終わります。

**○議長（小池幸照君）**

平石農林水産課長。

**○農林水産課長（平石和弘君）**

中島議員の御質問に3点お答えをいたします。

1点目です。品目横断的な経営安定対策の支援の対象と支援の内容はどのようになっているかということでございます。

来年度から導入をされます品目横断的な経営安定対策は、これまで全農家を対象とした品目ごとの価格政策を、麦や大豆など水田の土地利用型農業において、担い手に対象を絞って経営全体に着目した所得政策に転換をし、施策を集中するものでございます。そして、国が言う担い手とは、経営規模が原則20ヘクタール以上の集落営農及び400ヘクタール以上の認定農業者、そして法人ということになっております。

2点目の集落営農組織の進捗状況についてでございます。

7月29日に設立総会が開催をされた農事組合法人嘉瀬の浦ファームを皮切りに、11月末現在、20の集落営農について組織化ができております。

3点目の農地・水・環境保全向上対策についてでございます。

この対策の条件となっております活動組織の立ち上げとその経過ということでございます。

実施スケジュールでは、今年度中が活動組織の設立の準備期間で、設立は来年4月となっております。82の全集落を対象に、区長会と生産組合長会合同での全体説明会及び6地区別の説明会を開催しました。さらに、要望のあった地区や集落への説明会を開催しましたが、現在、40近くの集落から本事業への取り組みを希望されております。

なお、地区によっては単一集落だけではなく、土地改良事業との兼ね合いで地区全体の活動組織体制づくりの話も出ております。この事業取り組みについては、農家だけではなく地域住民、土地改良区、学校、PTA、消防団、NPOなど多様な関係団体の参加のもと、共同保全活動を行うための組織化が必須の条件となっております。

議員御存じのとおり、この一体となった組織体制づくりがなかなか難しい状況にあると考えております。また、保全活動と一口に言いますが、地域によっては実情がそれぞれあり、その内容は多様であろうと考えております。組織づくりの期間も少ないわけですが、いずれにしても、区長会、生産組合長会、土地改良区は活動組織の中心になる構成団体として前向きに検討、研究を進めていただくようお願いをしたいと思います。

市といたしましては、本対策の詳細についてはまだ未確定の部分もございまして踏み込めないところもございしますが、19年度からは一つでも多くの地区で本対策に取り組めるよう推進を行う必要がございまして、実験事業地区として指定をされ、今年度実践をしていただいております議員地元の中村地区を参考にして、本対策の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

#### ○産業部長（山本克樹君）

私の方からは、農村婦人の家の活用についてと遊休農地の問題がありましたので、お答えをします。

まず、婦人の家につきましては、財政基盤強化計画の中で18年、ことしの8月末をもって閉館しました。来年度からは学童保育として利用計画があります。閉館に当たっては、先ほどもありましたように、北鹿島振興協議会の方で自主運営ではどうですかという打診をいたしましたけれども、これもありましたように、諸般の事情で受託できないと。ただ、みそ加工施設については何とか利用できるよという強い要望も出ておりました。

市としましては、財政基盤強化計画の趣旨からいって、これをまたもとの利用形態に戻すことはできませんので、来年度からの学童保育を第一義的に考えまして、北鹿島地区の皆さんの御意向も踏まえながら、有料化ということを含めて前向きに検討をしていきたいと考えます。

次に、遊休農地にお茶園の造成をというふうなことでございます。

耕作放棄地の現状でございますけれども、2005年のセンサスでは全体で178ヘクタールという数字が出てきております。田で35ヘクタール、畑で27ヘクタール、樹園地で116ヘクタールという数字が出てきております。特に樹園地が116ヘクタールと大部分を占めておりまして、ここの対策は大きな課題であります。基本的には、ミカン生産の再生のための優良園地の集積、それから園地の整備、そういったことに取り組むことで農業団体とも協議を進めておりますが、御提案の耕作放棄地にお茶畑をどうかということでございますので、このことは農業委員会の方にも市内にお茶畑をというふうな引き合いが2件ほどあっているということも聞いております。このお茶畑に関しましては、先ほどの飲料メーカーさん、ジェイエイビバレッジさん、こちらの話でもやはりお茶の需要がまだ広がっていくだろうということもお聞きしておりますので、先ほどの大分県の杵築市の話もありましたけど、そこに大手の企業さんの進出の話もあっています。ですから、こういった企業さんの情報とか、JAさんを初め、いろんな関係機関とも早速協議をしてみたいというふうに考えております。

○議長（小池幸照君）

17番中島邦保君。

○17番（中島邦保君）

それでは、1番目の2回目の質問をいたします。

平成19年から品目横断的経営安定対策などがスタートしようとしておる中で、支援対象である担い手要件の一つとして、この集落営農という言葉がよく聞かれるようになってきました。これからの集落営農組織から稲作中心に農地、機械、施設の効率的な利用を図り、他の作物も含めた生産性の高い農業を目指す新たな形態の集落営農組織が展開してまいりました。しかし、国のいろいろな施設の要件に合わせ補助金をもらいたい、国や県、市が、農協が進めるからなど補助金をもらうことが目的であったり、関係機関から勧められて取り組むというような実例も少なくはありません。果たして集落営農を進める目的は何なのでしょうか。

まず私は、その必要性を考えてみるときに、集落営農には低コスト化のほか、労力補完、生産性向上、農地の保全、そして地域文化の継承、それから地域コミュニケーションづくりなど幅広い目的があると思います。集落営農を進めるに当たっては、今後やはり農作物の価格が下がっても対応できる営農組織づくりが急務であります。また、数値で見る部分から農業分析をしなければならないと考えます。

その具体的な例として、全国の米価の推移を調べました。これは米価格センター入札取引結果によりますと、平成5年は22,760円で、平成11年には16,904円、平成17年は15,265円で、平成5年に比べ平成17年には33%下がっております。平成16年度における全国の米の生産費を面積規模別に見ますと、10アール当たりの粗収益が118千円なのに対し、生産費は0.5から1ヘクタール規模で178千円なのに対し、生産費は0.5から1ヘクタールの規模では172千円、

15ヘクタール以上で103千円かかっております。つまり、15ヘクタールで何とか黒字になっているが、0.5から1ヘクタール規模では10アール当たり54千円の赤字です。このような状況でこれからの世代が米をつくっていけるのか疑問に思います。

そこで、これは全国の平均ですが、わかっておられれば米、麦、大豆の生産費はどのくらいか、また、稲作のならし対策、げた対策についてはどのようになっているか、質問いたします。

**○議長（小池幸照君）**

平石農林水産課長。

**○農林水産課長（平石和弘君）**

新対策を進めるに当たってのデータ、10アール当たりの生産費、佐賀県鹿島市と言われましたですかね——言われましたですけども、その生産費については持ち合わせ、それから、調査のデータはございません。

国の方では、いろいろな資料、必要なデータというところで情報提供もいただいております中で、九州農政局佐賀統計・情報センターというところでシミュレーション、集落営農ということで、集落営農でした場合と、それから、集落全体の農地を個人で個々に行った場合のトータルの所得、そういったことを示しながら集落営農の経営性、効率性というところを概要で示したものがございます。それによりますと、集落内の水田面積が20ヘクタールのところで集落営農に取り組んだ場合、所得が約1.4倍程度増加するというところでのデータが出ております。

それから、げた対策、ならし対策の内容ということでございました。

今度の経営安定対策には、二つの交付金がございます。げた対策では、生産条件不利補正交付金ということで、販売価格が生産コストを大きく割り込みます麦、大豆に対しまして、その赤字相当分を国が補てんいたします。これまで出荷量に応じて支払われてきました麦作経営安定資金、60キロ6千円程度、また、大豆交付金の60キロ8千円程度にかわる交付金となります。来年度からは担い手にならなければ、麦、大豆をつくってもこの国からの交付金が来ないということになります。

もう一つのならし対策は、収入減少の影響緩和交付金ということになります。これには麦、大豆に米を加えまして、価格が下落したときに国と農家が3対1の割合で拠出をいたしまして、減収額の9割まで補てんをするというものであります。米、麦、大豆ということで複数品目を対象にいたしますので、新対策の名称が品目横断的経営安定対策という名称になっておるところでございます。

以上です。

**○議長（小池幸照君）**

17番中島邦保君。

**○17番（中島邦保君）**

わかりました。

それでは次に、集落営農の経理の一元化の取り組みで、非常に農協といろいろタイアップして考えられていると思いますが、その経理支援の内容と、それから金融支援ですね。結局、資金を借りた場合の支援もあるかと思いますが、それともう一つは、先日、11月10日に担い手育成推進大会が開催され、出席された方は非常に良かったということで意欲が沸かされたようでございます。そのテーマは、やはり集落営農組織で地域農業を発展させようということでしたが、特にその大会1回でなく、私は今後、集落営農を中心とした農業のあり方について、相互研さんを図るために集落営農組織のリーダー研修の開催をやっていただいたらどうだろうかと思いますが、その3点についてお伺いをいたします。

**○議長（小池幸照君）**

平石農林水産課長。

**○農林水産課長（平石和弘君）**

お答えをいたします。

経理の一元化への対応ということでございます。

まず、経理一元化に一気に取り組むということが大変難しゅうございますので、組織で検討をしながら、1年経過するごとに5年後を目指して経理の内容の精度を向上していくような取り組みということを考えております。

また、経理支援の方では、農協で構築をされております佐賀県版の集落営農経理一元化支援システムを活用した一括処理を行って、集落営農組織と農協の事務委託契約を結んで対応をして、集落営農組織の経理の軽減を図るということを予定いたしております。

二つ目の金融支援についてでございます。

まず、農協で金融支援策ということで、低金利のステップアップ資金というものを創設いただいております。集落営農組織の立ち上げから、法人に至るまでに必要な運転資金や設備資金でありまして、長期で年1.0%、短期は1年以内で0.975%資金というふうになっております。市といたしましては、これまでの認定農業者に対するスーパーL資金で、農地や機械施設投資等のための融資について支援を続けていくところであります。

三つ目で、集落営農組織のリーダーの研修会についてという御質問と思います。

集落営農の運営を円滑に進めていくためには、やはりリーダーの方、それから、経理担当の育成というのは大変大事になってくると思います。それで、そういった方々の研修会につきましては、これまでも県の主催で専門的な税務、会計、その他いろいろ必要なことについての研修会が開催をされておりますので、これまで以上にその開催を機会に積極的に呼びかけをいたしまして参加をいただくと、そういったことで立ち上がりました集落営農組織後のフォローアップということで進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

17番中島邦保君。

○17番（中島邦保君）

る説明ありがとうございました。集落営農ということで申しておりますけれども、やはり私は、集落営農は人々の心のあぜを取り除く心の圃場整備ではなかろうかと思えます。また、農地改革で農地が開放されたように、次は人の心を開放する第2の農地改革として取り組まなければならないと考えます。今求められているのは、戦後の農地改革により農地が開放されたように、農業者個々の心のあぜを取り除き、これから厳しくなる農業構造をつくり上げることだと思います。すなわち、今の時期を最後の最大の改革であった農地改革に次ぐ第2の農地改革、心の改革としてとらえ、これまでの点の取り組みから計画的な面の取り組みとして地域の農業構造を変えていくことが求められております。私は、自分たちの地域は自分たちで守るという意識改革が必要ではないかと思えます。

最後にこの意気込みで、市長の所見を求めます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

集落営農体制が、今我々は国の方針を是としながらも、その促進をやっているわけですね。ただ、これをやれば全部いいということにはならない。やっぱり幾つかの課題もあると思います。

この前、先ほど山本部長が申しました佐賀大学の教授の話の中にもありましたが、農業というのは本来家族でやってきたと、あるいは集落内でやってきたと、こういう歴史的な背景のもとに今の農業があると。しかし、今はそれがかなわなくなってきた。つまり、後継者が今も不足、将来もっと不足だろうという中で、しかしながら、農地の保全、あるいは食料自給力の今の最低40%台の保持と、こういうことから考えると、この集落営農体制も仕方ないだろう。あるいは、今後法人化の問題も出てくるかもわかりません。

こういうことで、本当の日本の農業というのの将来の展望が開けるかと、こういう御指摘もありましたが、確かにそうであります。ただ、やはり政策というものは、これをやったら絶対大丈夫だという特効薬はないわけでした、四捨五入をしなければいけない場合もありますし、あるいは、ある政策をとって、そして、課題として残るものをできるだけ解消していくというやり方もあります。そういう中で私たちは、この集落営農対策についてのいろんな疑問点を持ちながら、しかし、課題としてあるものをつぶしながらやっていくべきだと思っております。

今後、我々も地域の皆さんといろいろ、あるいは生産者の皆さんと話し合いをしながら

大まかこの体制にのっとった推進というものを当面の間やっていきたいと、こういうふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

17番中島邦保君。

○17番（中島邦保君）

それでは、農地・水・環境保全向上対策についてでございますが、この農地・水・環境保全向上対策の実施に当たっては、各活動組織が市と協定をした上で共同活動に取り組むことになっていると思いますが、6番議員の山口議員の答弁の中でもありましたように、その実施単価については、国の水準では水田で4,400円になっております。県の方では活動区域を2倍までできるかわりに、2分の1の2,200円単価で調整がされているということの答弁がありました。この点につきまして、市の対応についてどのように考えておられるかお伺いをいたします。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

水田4,400円を2,200円にということについての対応ということですが、山口議員のときに市長がお答えしましたけれども、現在、鹿島地区においては区長会、それから生産組合長会をそろって挙げて通常の地区内の溝さらえ等はなされておるといのが実態であるということがありましたですけれども、そういうことを踏まえすと、県の方で地方裁量、この対策をするに当たっての地方裁量で単価を2,200円にまで実質下げると、そのかわりに活動できる区域を2倍までなすという考え方があります。これについては、区域を2倍まで拡大できるということでございますので、実質半分になってもこの事業のねらいからしますと、そちらの方が目的が達成できるんじゃないだろうかということは、担当課として検討をいたしております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

17番中島邦保君。

○17番（中島邦保君）

今の補助でございますが、やはり鹿島市全体に広がるように、予算措置もございましょうが、薄く広くというのですかね、少なくして全体的にやるような方法をとって、ある程度市内全体の組織にまかれるような方法をとっていただきたいと思っております。

次に、茶園の造成の問題でございますが、皆さん御承知のように、緑茶飲料は着実に私たちの生活に浸透して、昨年の緑茶飲料市場は全体で4,500億円だそうでございます。国民1人当たり年間20リットル以上が飲まれているそうでございますが、生産の現場では就農者の

高齢化や後継者問題、就農人口、茶園の面積等も減少傾向にあるとも言われております。このお茶に限らず、何年か前まで鹿島市は荒廃園対策ということでいろいろとJAと検討をされておられたと思いますが、そのようなことが今でもされているのかお伺いをいたします。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

荒廃園対策については、たしか平成14、15年度の2カ年度、多良岳パイロット事業地区を対象にした対策会議というものを立ち上げて、2カ年度対策事業をやった経過があるかと思えます。その対策会議は、今はございません。ただ、中山間地域を中心にして荒廃園対策というのは重要な課題となっております。そこで、例えば果樹の方におきましては、果樹産地構造改革という計画が打ち立てられております。こういった中においては、もちろんこの荒廃園対策が大きな課題対策ということで、全体の対策事業の中で取り組んでおるとというのが現状でございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

17番中島邦保君。

○17番（中島邦保君）

ありがとうございます。最後にしますけれども、農村婦人の家の問題ですけど、非常に申し込みが多くて、実はもうみそをつく時期に差しかかって、ぜひひとつ利用料金を払うから貸していただきたいということを言われますので、早急に検討をお願いしたいと思います。

これで終わります。

○議長（小池幸照君）

以上で17番議員の質問を終わります。

よって、本日の日程はこれにて終了いたします。次の会議は明7日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時2分 散会